

清水町障がい者いきいき共生プラン

第5次清水町障害者計画
第6期清水町障害福祉計画
第2期清水町障害児福祉計画

令和3年3月

清 水 町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	5
4 計画の策定方法	5
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	6
1 障がいのある人の現状	6
2 アンケート調査の概要	13
第3章 障害者計画の基本方針	36
1 基本理念	36
2 基本目標	36
3 施策の体系	37
第4章 基本目標に向けた取組	38
1 相互理解と交流の促進	38
2 保育・教育の充実	41
3 社会参加と自立に向けた支援	43
4 相談支援と情報提供体制の充実	45
5 住みよいまちづくりと安全・安心の確保	47
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本方針	49
1 計画の趣旨	49
2 計画の基本理念	49
3 障がいのある人の福祉サービスの体系	50
第6章 目標値の設定	51
1 成果目標の設定（第6期障害福祉計画）	51
2 成果目標の設定（第2期障害児福祉計画）	58
第7章 サービス見込量と見込量確保のための方策	60
1 障害福祉サービス（第6期障害福祉計画）	60
2 相談支援	64
3 地域生活支援事業	65
4 障害児通所支援等（第2期障害児福祉計画）	72
第8章 計画の推進にあたって	74
1 計画の周知	74
2 計画の推進体制の充実	74
3 関係機関との連携	74
4 計画の達成状況の点検及び評価	74
資料編	75
1 清水町障害者計画策定委員会設置要綱	75
2 清水町障害者計画策定委員会委員名簿	77
3 計画の策定経過	78
4 用語解説	79

◎本計画書における「障害」の表記について

「障害」の表記について、法令等に基づくものや固有名詞などを除き、原則として「障がい」と表記しています。

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

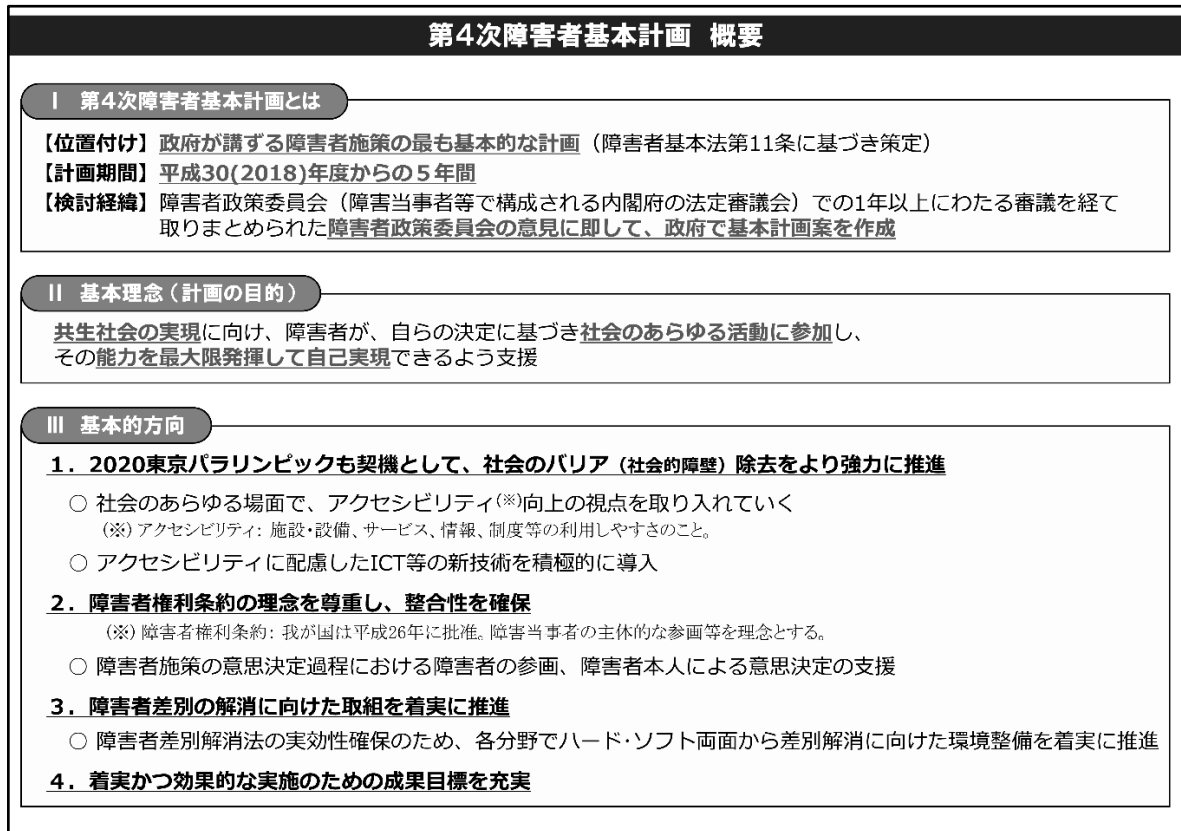
近年、障がいのある人の高齢化や重度化が進み、高齢・障害といった分野をまたがった複合的な支援を必要とする事例が増えてきています。国では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えた地域の互助体制の構築と、包括的な支援を実施するために、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、「地域共生社会」の実現に向けて権利擁護や就労促進等幅広い分野での法整備を進めています。

本町では、障害者計画や障害福祉計画の策定を通じて「第4次清水町総合計画」で目指す「笑顔があふれ こころよく 住み続けたいなるまち・清水町」の実現に向けて、障がいの有無に関わらず、自立した生活と社会参加の機会を確保することに重点を置いて、障害福祉施策を展開してまいりました。このたび、平成27年に策定した「第4次清水町障害者計画」と、平成30年に策定した「第5期清水町障害福祉計画」及び「第1期清水町障害児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、国の法制度改革の動向をはじめ本町の障害福祉施策を取り巻く現状や課題を踏まえて、令和3年度を初年度とした「第5次清水町障害者計画」「第6期清水町障害福祉計画」「第2期清水町障害児福祉計画」を一体的なものとして『清水町障がい者いきいき共生プラン』を策定し、多様な分野にわたる障害福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

■計画策定にあたっての関連法の整備状況

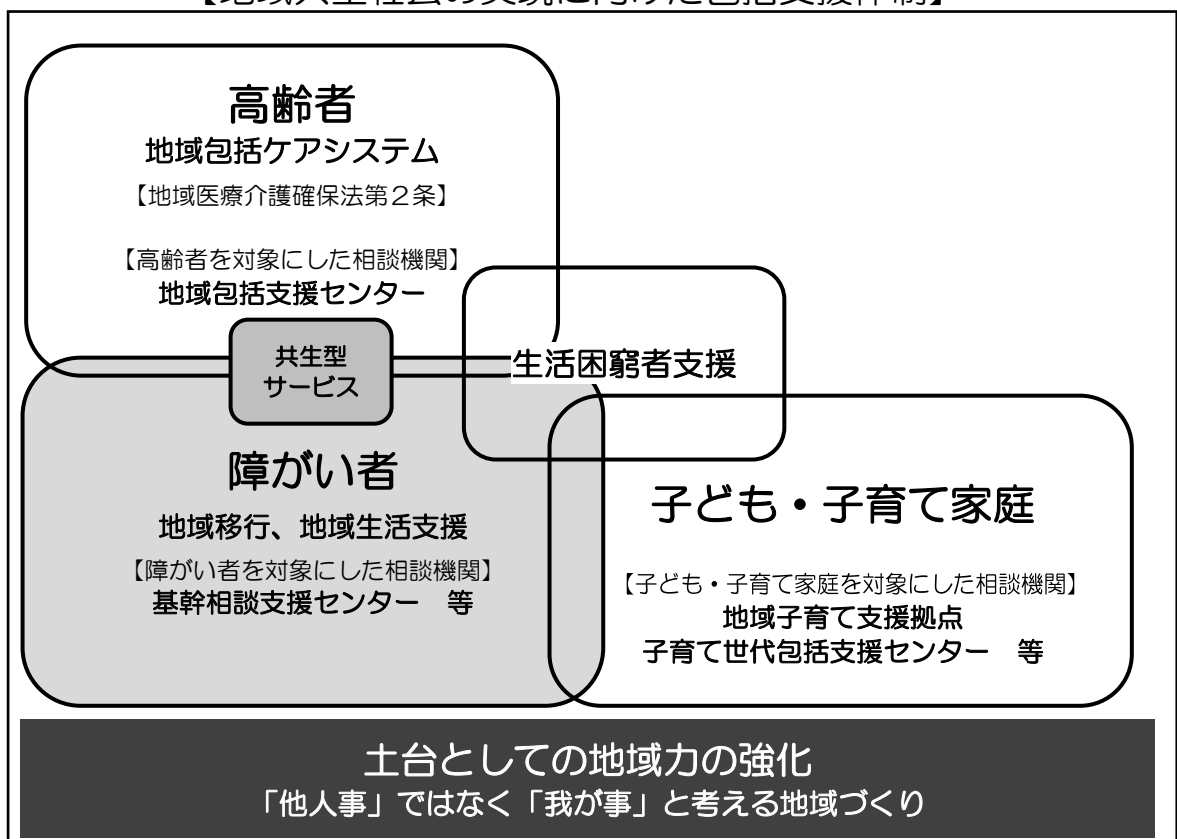
	改正・施行された法律
平成 28 年	・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行 ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律の改正・施行 ・ 成年後見制度利用促進法の施行 ・ 発達障害者支援法の改正・施行
平成 30 年	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の改正・施行 ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行 ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正・施行 ・ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の施行
令和 元 年	・ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行 ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律の改正・施行

【第4次障害者基本計画の基本指針（平成30年）】



参考：厚生労働省資料

【地域共生社会の実現に向けた包括支援体制】



参考：厚生労働省資料

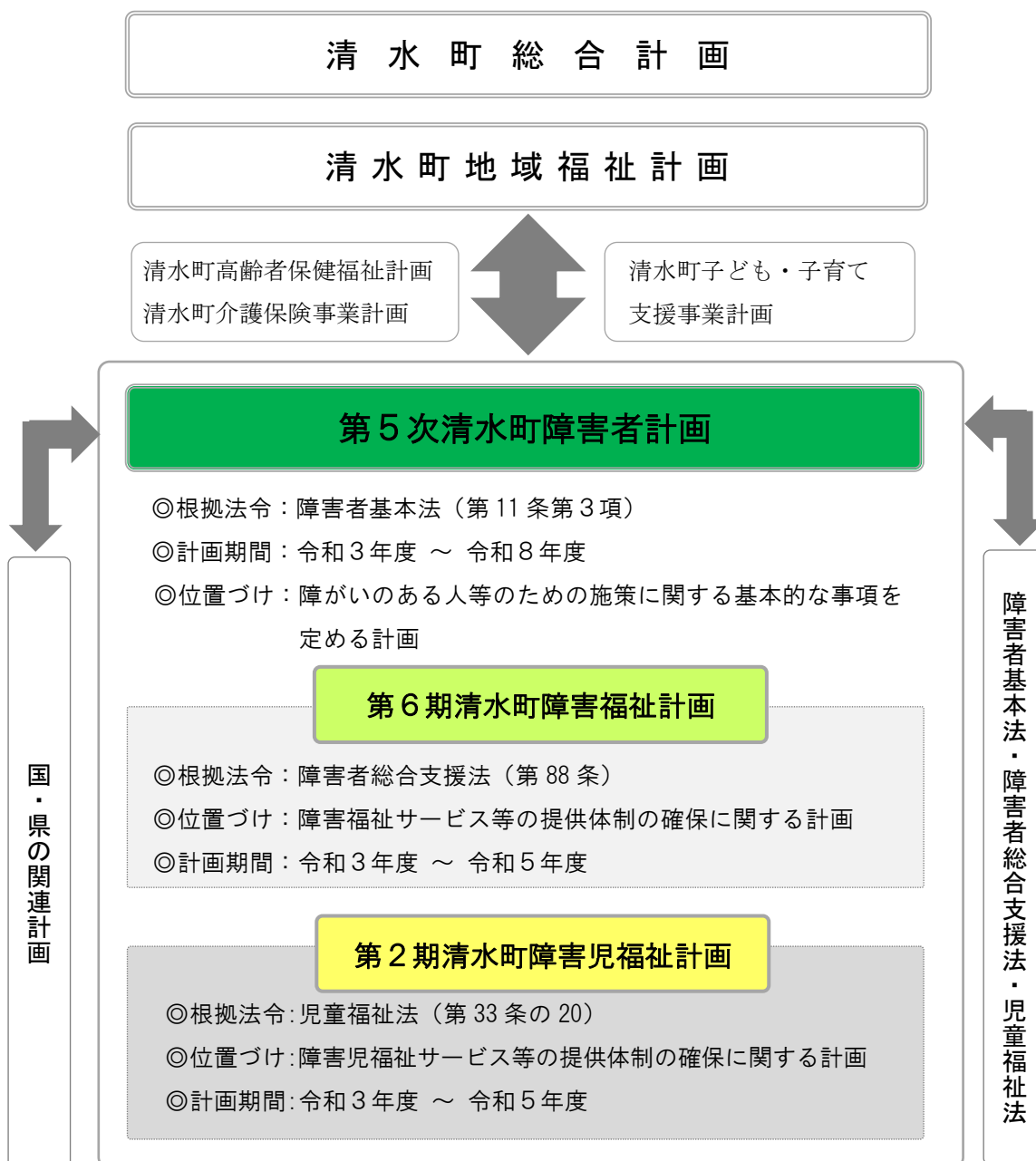
2 計画の位置づけ

(1) 策定の根拠法令と他の計画との関係

「障害者計画」は障害者基本法に基づく、障がいのある人等のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画であり、障がいのある人等の福祉に係る理念や方針、施策の方向性を明らかにするものとして位置づけられています。町の最上位計画である総合計画の部門計画として、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づき、国が定めた基本指針に沿って各種障害福祉サービスや相談支援、障害児通所支援、地域生活支援事業の必要な見込量とその確保のための方策に関する計画を定めるもので、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関する実施計画となります。

なお、本計画の策定にあたっては、国や県の策定する計画及び指針等を踏まえつつ、本町の各関連計画との整合性を図りました。



(2)「SDG s」(持続可能な開発目標)を踏まえた計画の取組

SDG sとは、平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDG s)の後継として、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」による平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17の長期的なビジョン(ゴール)と、169の具体的な開発目標(ターゲット)で構成され、貧困の撲滅やジェンダーの平等をはじめ、地球上の誰一人取り残さない包摂的な社会を作ること为目标に掲げ、従来の国際的な目標や協定と異なり、国という枠組みを超えた地域レベルでの取組が進められています。

本計画においても、「第5次清水町総合計画」で掲げるSDG sの視点を加えたまちづくりと課題解決に向けた取組に合わせて、特別支援教育の充実や一般就労の促進、バリアフリーの推進等、地域や関係団体など社会における様々な担い手と連携しながら障がいのある人の自立と社会参加を支援するための施策に取り組みます。

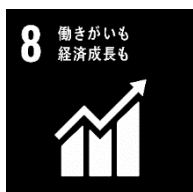
なお、本計画の推進に関わるSDG sのゴールは以下の通りです。



あらゆる年齢の、すべての人の健康的な生活を確保し、町の福祉を推進します。



包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進します。



包括的かつ持続可能な経済成長と、働きがいのある仕事や雇用機会を推進します。



あらゆる面での不平等を解消し、格差の是正に努めます。



すべての人にとって安全、強靱かつ持続可能な住み続けられるまちづくりを実施します。

3 計画の期間

障害者計画は令和3年度を初年度とし、令和8年度までの6年間を計画の期間とします。また、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画の期間とします。

計画の進捗状況については定期的に調査、分析及び評価を行います。また、計画の期間中であっても、関連法の改正や社会情勢の大きな変化など計画の見直しが必要と思われる場合には計画の最終年度を待たずに計画の見直しを行います。

計画の期間

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第4次障害者計画 【平成27年度～令和2年度】			第5次障害者計画 【令和3年度～令和8年度】					
第5期障害福祉計画 【平成30年度～令和2年度】			第6期障害福祉計画 【令和3年度～令和5年度】			(第7期障害福祉計画)		
第1期障害児福祉計画 【平成30年度～令和2年度】			第2期障害児福祉計画 【令和3年度～令和5年度】			(第3期障害児福祉計画)		

4 計画の策定方法

(1) 策定体制

本計画は、地域の福祉関係者、相談支援事業関係者、障害福祉サービス事業関係者等により構成される「清水町障害者計画策定委員会」の委員から意見を聴き、地域や当事者の現状に対して、より具体的な課題の把握・協議・検討を行い、計画策定に反映しました。

(2) 町民意見の聴取

計画策定において、当事者のニーズを十分に踏まえながら様々な意見を反映させるために、アンケート調査を実施して計画内容の検討を行いました。

また、パブリックコメントにより計画案に対する町民の意見を募集しました。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 障がいのある人の現状

(1) 人口の状況

本町の令和元年の人口をみると、32,510人となっており、微減傾向にあります。

年齢3区分人口をみると、0～14歳（年少人口）では年々減少しており、割合でみると、令和元年は13.3%となっています。65歳以上（老年人口）では、年々増加しており、割合でみると、令和元年は25.3%となっています。

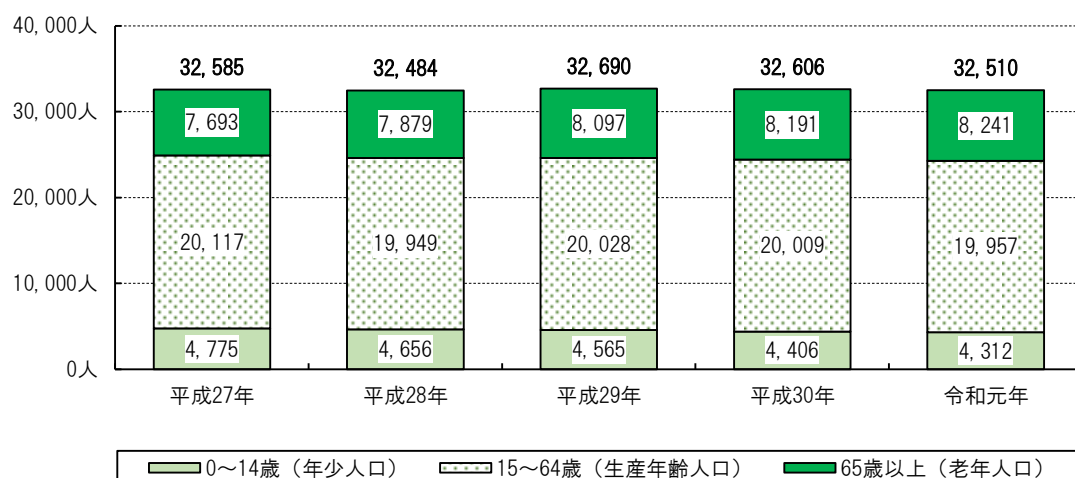
年齢3区分人口の推移

単位：上段/人、下段/%

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
計	32,585 100.0	32,484 100.0	32,690 100.0	32,606 100.0	32,510 100.0
0～14歳 （年少人口）	4,775 14.7	4,656 14.3	4,565 14.0	4,406 13.5	4,312 13.3
15～64歳 （生産年齢人口）	20,117 61.7	19,949 61.4	20,028 61.3	20,009 61.4	19,957 61.4
65歳以上 （老年人口）	7,693 23.6	7,879 24.3	8,097 24.8	8,191 25.1	8,241 25.3

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

年齢3区分人口の推移グラフ



(2) 身体障害者手帳所持者の状況

令和元年度末現在の身体障害者手帳所持者数は1,453人で、平成27年度末現在の1,133人から年々増加しています。また、等級別でみると「1級」と「2級」の重度の人が全体の57.2%となっていることから、障がいの重度化がすすんでいる傾向が見受けられます。

一方、児童では令和元年度末現在、全体で15人で若干減少傾向で推移しています。等級別では「1級」と「2級」の重度の児童数が全体の73.3%となっています。

また、身体障害者手帳所持者を部位別にみると、全体では肢体不自由が726人と最も多く次いで内部障害が550人で、この2つの障がい種別で全体の87.8%となっています。

等級別・障がい別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区分		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		全体	児童	全体	児童	全体	児童	全体	児童	全体	児童
計		1,133	21	1,199	19	1,288	17	1,374	16	1,453	15
等級別	1級	436	11	470	9	514	8	561	9	607	9
	2級	184	4	191	3	203	2	217	2	224	2
	3級	153	3	152	4	166	4	175	4	186	3
	4級	249	3	266	3	284	3	298	1	309	1
	5級	62	0	66	0	65	0	64	0	65	0
	6級	49	0	54	0	56	0	59	0	62	0
障がい別	視覚	65	2	67	2	70	2	74	2	81	2
	聴覚	66	3	67	3	70	2	74	2	76	2
	音言	16	0	19	0	19	0	19	0	20	0
	肢体	623	12	638	9	675	8	702	8	726	8
	内部	363	4	408	5	454	5	505	4	550	3

※児童数は全体の内数

資料：庁内資料（各年度末現在）

(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は、令和元年度末現在は242人で、平成27年度末現在の163人から年々増加しています。区分別にみると「A判定」の最重度・重度者が59人、「B判定」の中度・軽度者が183人で、「B判定」が全体の75.6%となっていて、中度・軽度者の割合が年々増加する傾向にあります。

療育手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	全体	児童	全体	児童	全体	児童	全体	児童	全体	児童
A判定	52	16	53	15	55	16	58	18	59	18
B判定	111	36	125	37	142	46	163	52	183	61
計	163	52	178	52	197	62	221	70	242	79

※児童数は全体の内数

資料：庁内資料（各年度末現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度末現在は185人となり、平成27年度末現在の139人から年々増加しています。また、等級別にみると「2級」が110人と最も多く全体の59.5%となっています。

精神障害者保健福祉手帳の推移

単位：人

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	8	9	11	13	15
2級	86	106	117	110	110
3級	45	53	61	55	60
計	139	168	189	178	185

資料：庁内資料（各年度末現在）

(5) 障害福祉サービス等の状況

① 訪問系サービスの利用状況

訪問系サービスの利用状況をみると、利用者数とサービス量（時間）については、増加傾向で推移しています。

訪問系サービスの利用状況（１月当たり）

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和２年度	
	利用量 （時間）	利用者数 （人）	利用量 （時間）	利用者数 （人）	利用量 （時間）	利用者数 （人）
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等 包括支援	771	32	831	41	911	49

※令和２年度の利用状況は９月までの実績に基づく推計値

② 日中活動系サービスの利用状況

日中活動系サービスの利用状況をみると、全体的に増加傾向で推移しています。

日中活動系サービスの利用状況（１月当たり）

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和２年度	
	利用量 （人日）	利用者数 （人）	利用量 （人日）	利用者数 （人）	利用量 （人日）	利用者数 （人）
生活介護	788	43	854	42	914	45
自立訓練（機能訓練）	－	0	－	0	－	1
自立訓練（生活訓練）	46	2	46	2	46	2
就労移行支援	233	13	190	9	210	10
就労定着支援	－	0	－	0	－	3
就労継続支援（Ａ型）	260	13	304	16	384	20
就労継続支援（Ｂ型）	958	61	1,097	65	1,157	69

※令和２年度の利用状況は９月までの実績に基づく推計値

※利用量の単位「人日」は「月間の利用者数」×「１人１月当たりの利用日数」

③ 療養介護の利用状況

療養介護の利用状況には大きな変化はありません。

療養介護の利用状況（１月当たり）

サービス名	平成30年度	令和元年度	令和２年度
	利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）
療養介護	1	1	1

※令和２年度の利用状況は９月までの実績に基づく推計値

④ 短期入所の利用状況

短期入所の利用状況をみると、障害者支援施設を利用する「福祉型短期入所」のサービス量が利用年度によって増減がみられます。

短期入所の利用状況（１月当たり）

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和２年度	
	利用量 （人日）	利用者数 （人）	利用量 （人日）	利用者数 （人）	利用量 （人日）	利用者数 （人）
福祉型短期入所	78	7	44	6	59	11
医療型短期入所	0	0	4	1	4	1

※令和２年度の利用状況は９月までの実績に基づく推計値

※利用量の単位「人日」は「月間の利用者数」×「１人１月当たりの利用日数」

⑤ 居住系サービスの利用状況

居住系サービスの利用状況をみると、共同生活援助（グループホーム）の利用者数は増加傾向にあります。

居住系サービスの利用状況（１月当たり）

サービス名	平成30年度	令和元年度	令和２年度
	利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）
自立生活援助	1	0	0
共同生活援助 （グループホーム）	10	16	23
施設入所支援	23	23	24

※令和２年度の利用状況は９月までの実績に基づく推計値

⑥ 障がいのある児童に係るサービス（通所系）の利用状況

障がいのある児童に係るサービス（通所系）の利用状況をみると、全体的に増加傾向にあります。

障がいのある児童に係るサービス（通所系）の利用状況（1月当たり）

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	利用量 （人日）	利用者数 （人）	利用量 （人日）	利用者数 （人）	利用量 （人日）	利用者数 （人）
児童発達支援	216	21	244	24	294	29
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	706	60	724	72	794	79
保育所等訪問支援	1	1	2	2	4	4
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の利用状況は9月までの実績に基づく推計値

※利用量の単位「人日」は「月間の利用者数」×「1人1月当たりの利用日数」

⑦ 計画相談支援（障害児相談支援含む）の利用状況

計画相談支援（障害児相談支援含む）の利用状況をみると、計画相談支援の利用者数が増加傾向にあります。

計画相談支援（障害児相談支援含む）の利用状況

サービス名	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）
計画相談支援	161	171	194
障害児相談支援	87	114	129

※令和2年度の利用状況は9月までの実績に基づく推計値

⑧ 地域相談支援の利用状況

地域相談支援及び地域定着支援の利用は令和元年度までありませんでした。

地域相談支援の利用状況

サービス名	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）
地域移行支援	0	0	1
地域定着支援	0	0	0

※令和2年度の利用状況は9月までの実績に基づく推計値

資料①から⑧：庁内資料

(6) 地域生活支援事業の状況

地域生活支援事業のなかで、移動支援事業と日中一時支援事業の利用回数は年々増加傾向にありましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少しました。また、手話奉仕員養成研修も同様にコロナ禍の影響で研修が中止となり利用者はありません。

地域生活支援事業の利用状況

事業名		項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1 相談支援事業					
	(1) 障害者相談支援事業	実施箇所数 (か所)	7	3	3
	(2) 地域自立支援協議会	実施回数 (回/年)	4	4	4
2 意思疎通支援事業		利用者数 (人/年)	7	5	5
		派遣回数 (件/年)	51	69	70
3 日常生活用具給付等事業					
	(1) 介護・訓練支援	給付等件数 (件/年)	1	0	2
	(2) 自立生活支援	給付等件数 (件/年)	5	4	5
	(3) 在宅療養等支援	給付等件数 (件/年)	7	4	5
	(4) 情報・意思疎通支援	給付等件数 (件/年)	7	4	1
	(5) 排泄管理支援	給付等件数 (件/年)	173	177	180
	(6) 住宅改修	給付等件数 (件/年)	2	1	1
4 手話奉仕員養成研修事業		利用者数 (人/年)	11	5	0
5 移動支援事業		実施箇所数 (か所)	17	18	18
		利用者数 (人/月)	28	28	20
		利用回数 (回/年)	1,563	1,685	1,054
6 地域活動支援センター事業	(町内所在分)	実施箇所数 (か所)	1	1	1
		利用者数 (人/月)	38	61	34
	(町外所在分)	実施箇所数 (か所)	1	1	1
		利用者数 (人/月)	39	22	33
7 日中一時支援事業		実施箇所数 (か所)	17	18	17
		利用者数 (人/月)	17	14	9
		利用回数 (回/年)	1,528	1,130	736
8 訪問入浴サービス事業		実施箇所数 (か所)	1	1	1
		利用者数 (人/月)	0	0	0
		利用回数 (回/年)	0	0	0

※令和2年度の利用状況は9月までの実績に基づく推計値

資料：庁内資料

2 アンケート調査の概要

(1) 調査概要

① 調査目的

清水町の第5次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定するうえでの基礎資料とするため、障がいのある人の日常生活や福祉サービスの利用状況、福祉に関する意見等を把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

② 調査対象

清水町在住の障害者手帳をお持ちの方の中から1,000人を無作為抽出

③ 調査期間

令和2年2月20日（木）から令和2年3月5日（木）まで

④ 調査方法

郵送配布・郵送回収

⑤ 回収状況

配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
1,000	532	532	53.2%

※有効回収数とは、回収数から白票などの無効票を除いた数

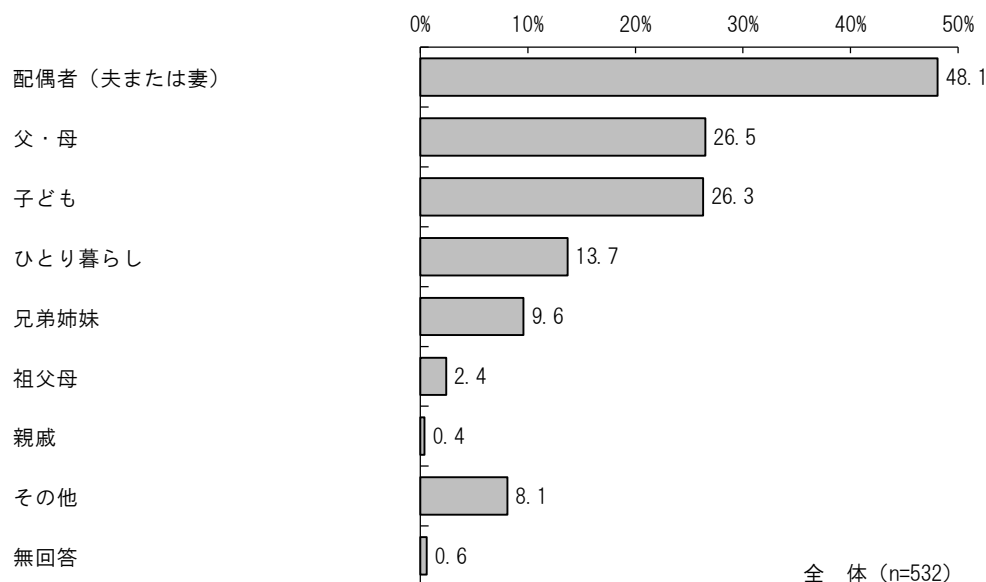
⑥ 報告書の見方

- (1) 「n」は各設問の回答者数を表しています。
- (2) 回答結果の割合「%」は、「n」を基数として算出し、それぞれの割合を小数点以下第2位で四捨五入しています。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）の設問であっても、合計値が100%にならない場合があります。
- (3) 一部のグラフにおいて、回答者がいない項目は数値の掲載を省略しています。
- (4) 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答結果の割合の合計値が100%を超えることがあります。

(2) 調査結果

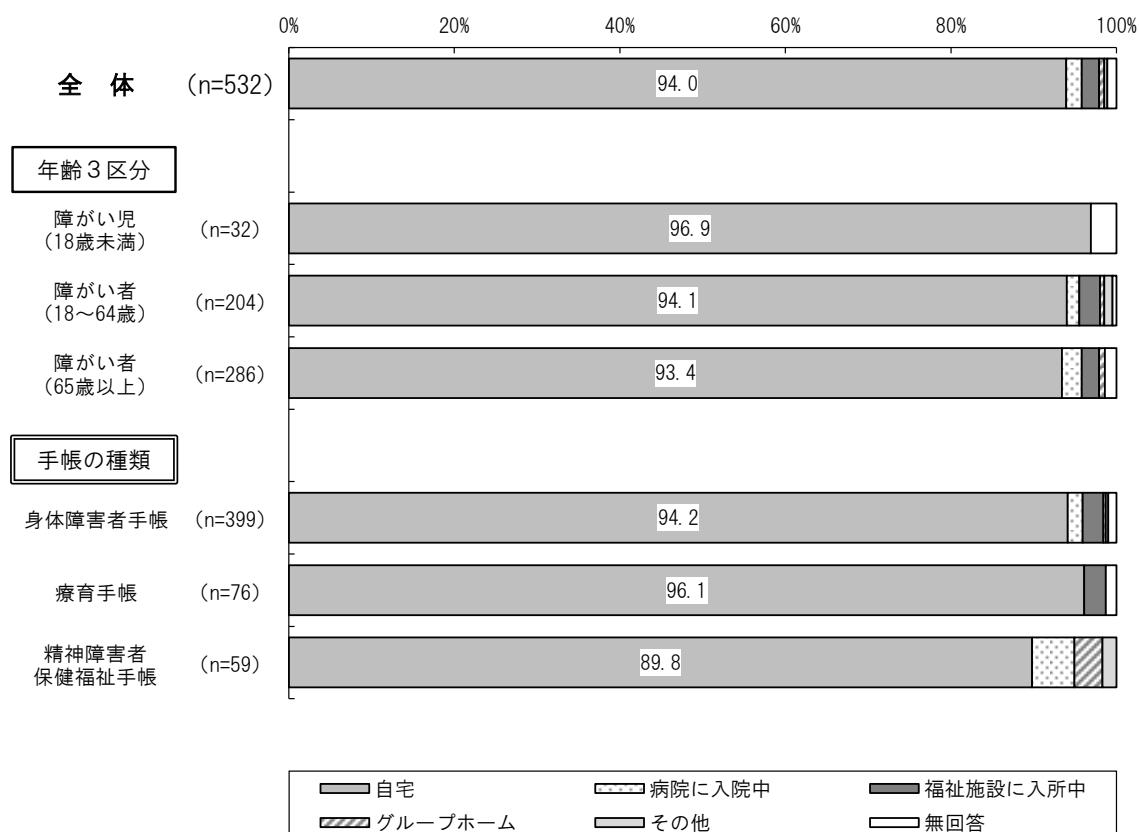
①一緒に暮らしている人（複数回答）

一緒に暮らしている人では、「配偶者（夫または妻）」が48.1%と最も多く、次いで「父・母」が26.5%、「子ども」が26.3%などとなっています。



②現在の住まい（単数回答）

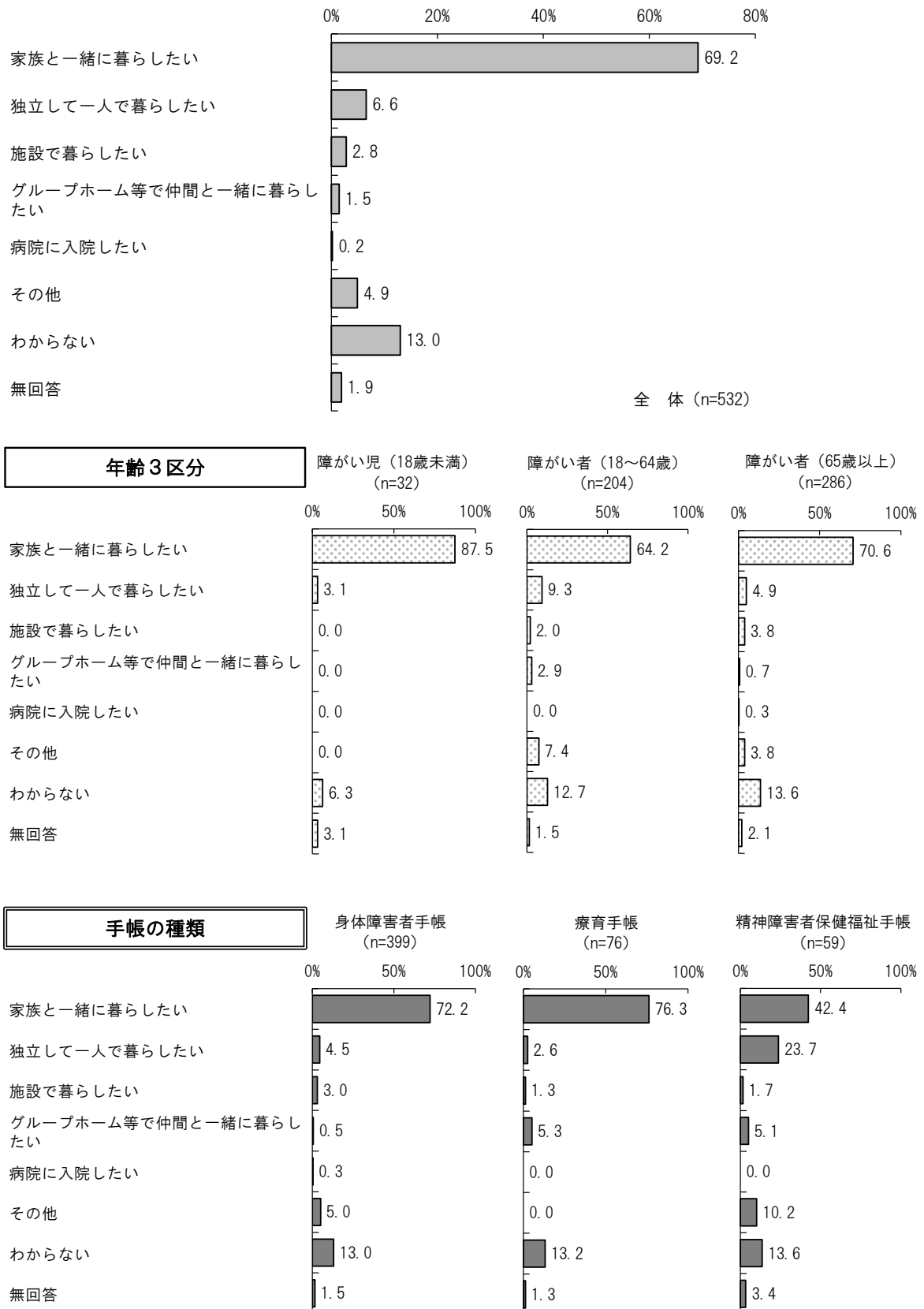
現在の住まいにおいては、「自宅」が94.0%と最も多く、次いで「福祉施設に入所中」が2.1%、「病院に入院中」が1.9%などとなっています。また、「グループホーム」が0.6%となっています。



③今後暮らしたい場所（単数解答）

今後暮らしたい場所においては、「家族と一緒に暮らしたい」が69.2%と最も多く、次いで「わからない」が13.0%、「独立して一人で暮らしたい」が6.6%などとなっています。

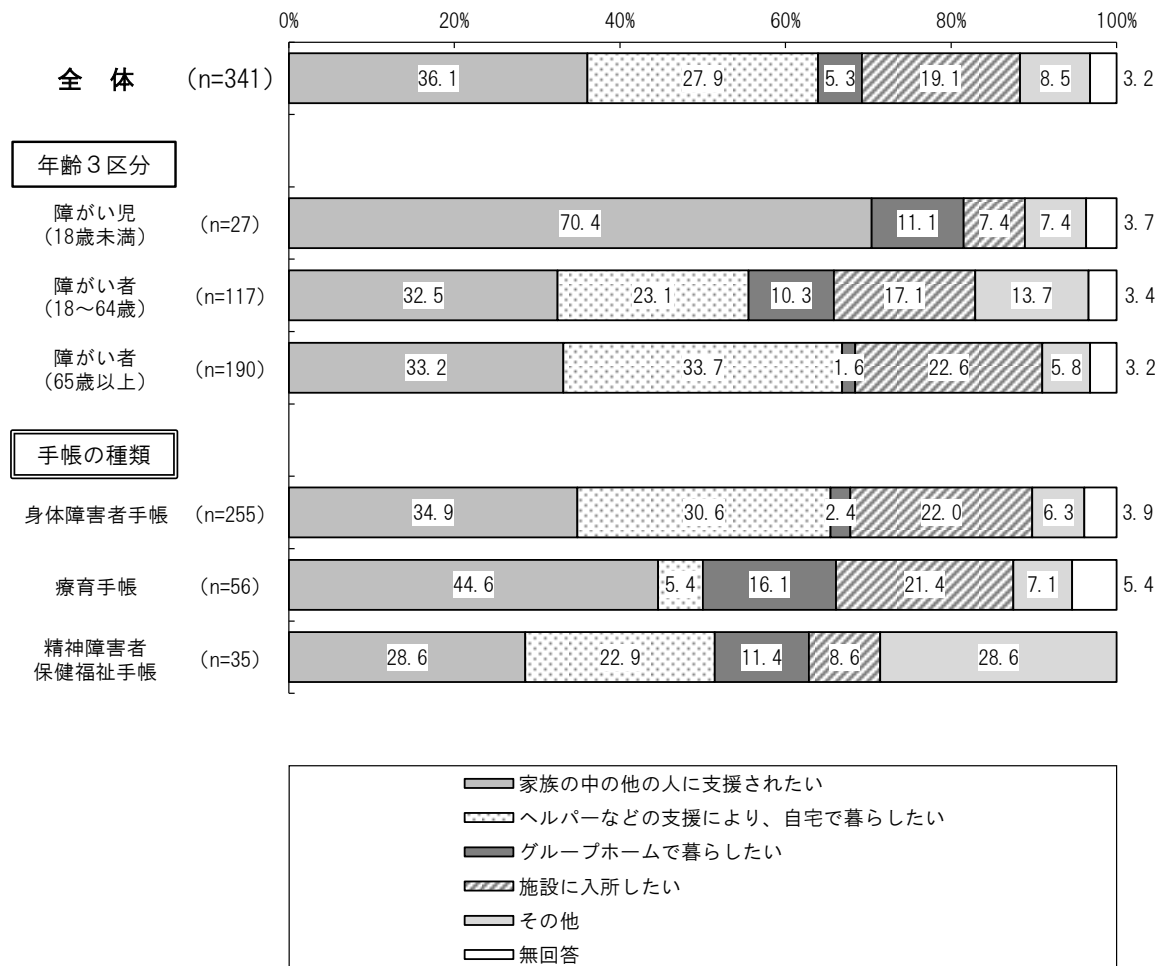
手帳の種類でみると、精神障害者保健福祉手帳では「家族と一緒に暮らしたい」が42.4%と、他の手帳と比べて少なくなっています。



介助者が家族、親戚、知人等と回答した方のみ

④将来支援してもらえなくなった場合の考え方（単数回答）

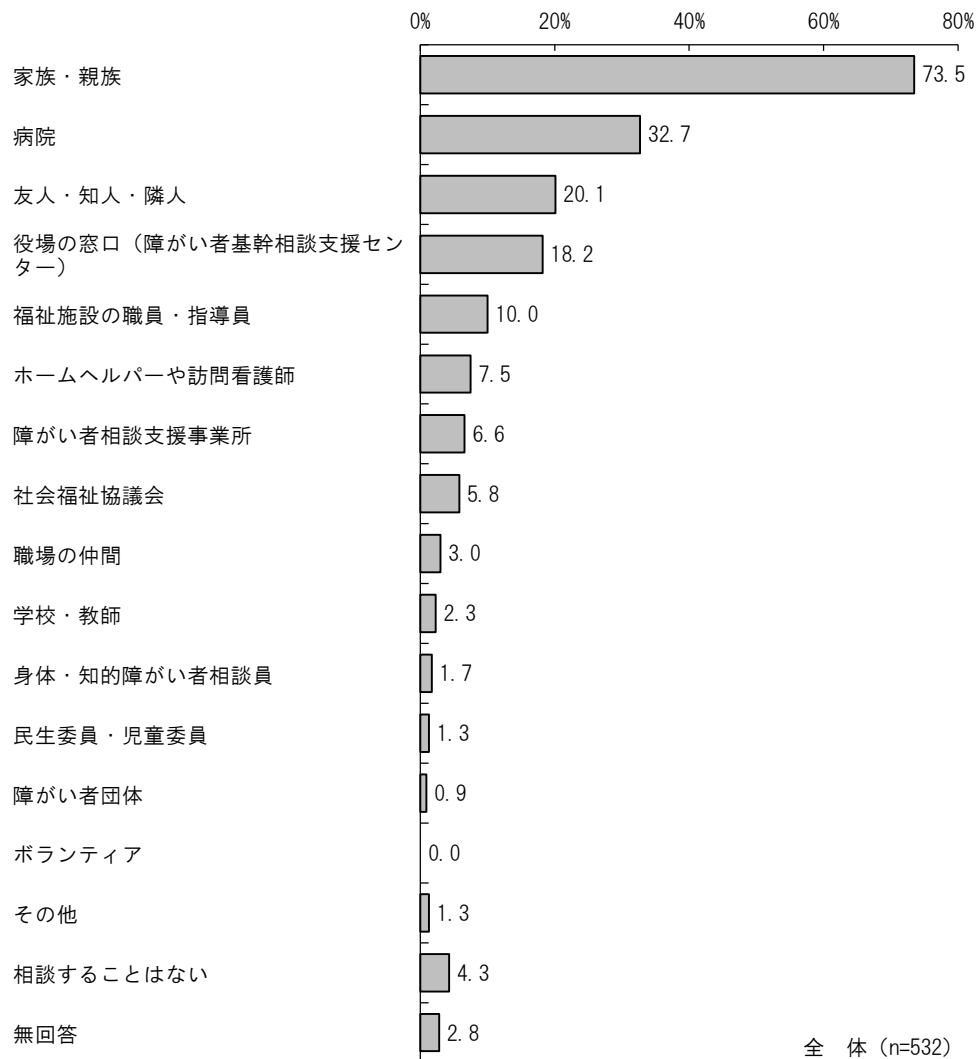
将来支援してもらえなくなった場合の考え方においては、「家族の中の他の人に支援されたい」が36.1%と最も多く、次いで「ヘルパーなどの支援により、自宅で暮らしたい」が27.9%、「施設に入所したい」が19.1%などとなっています。

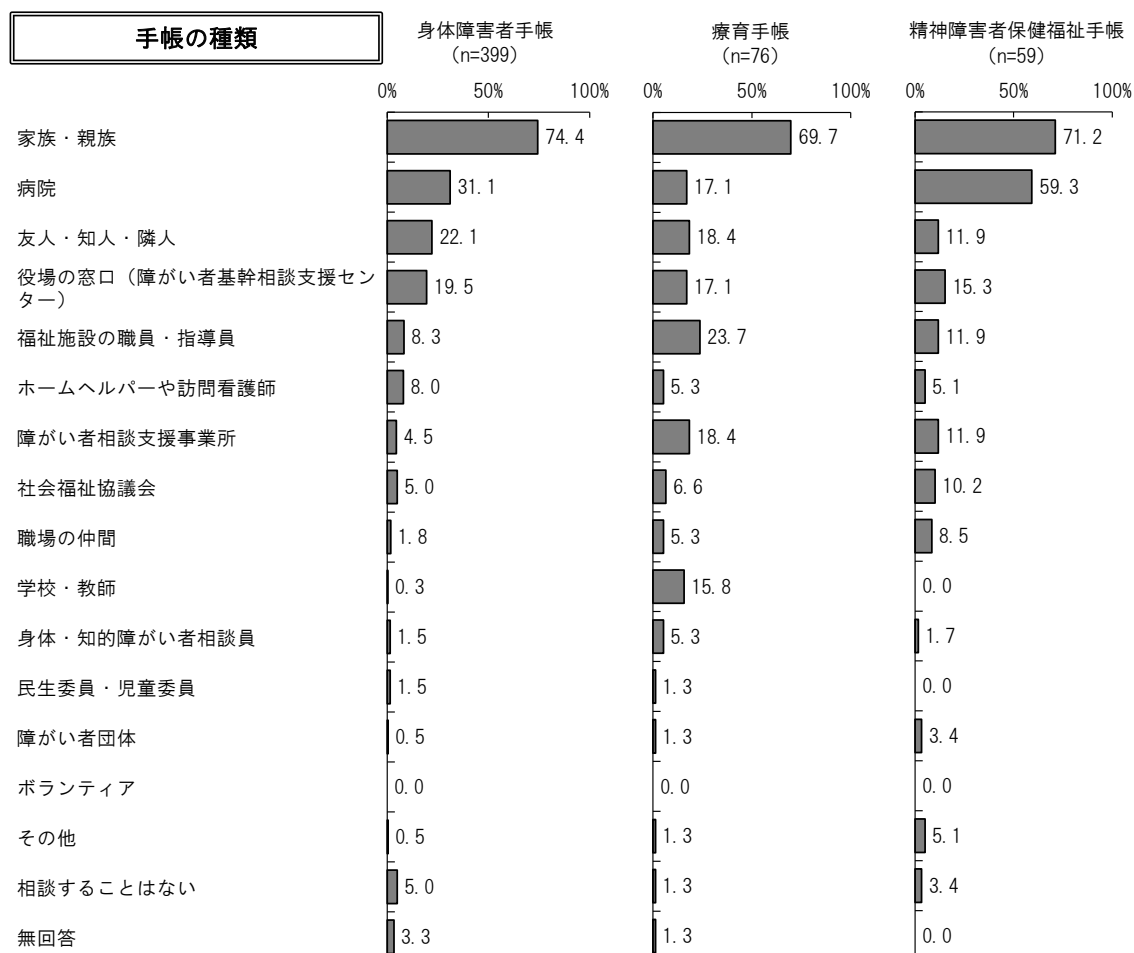
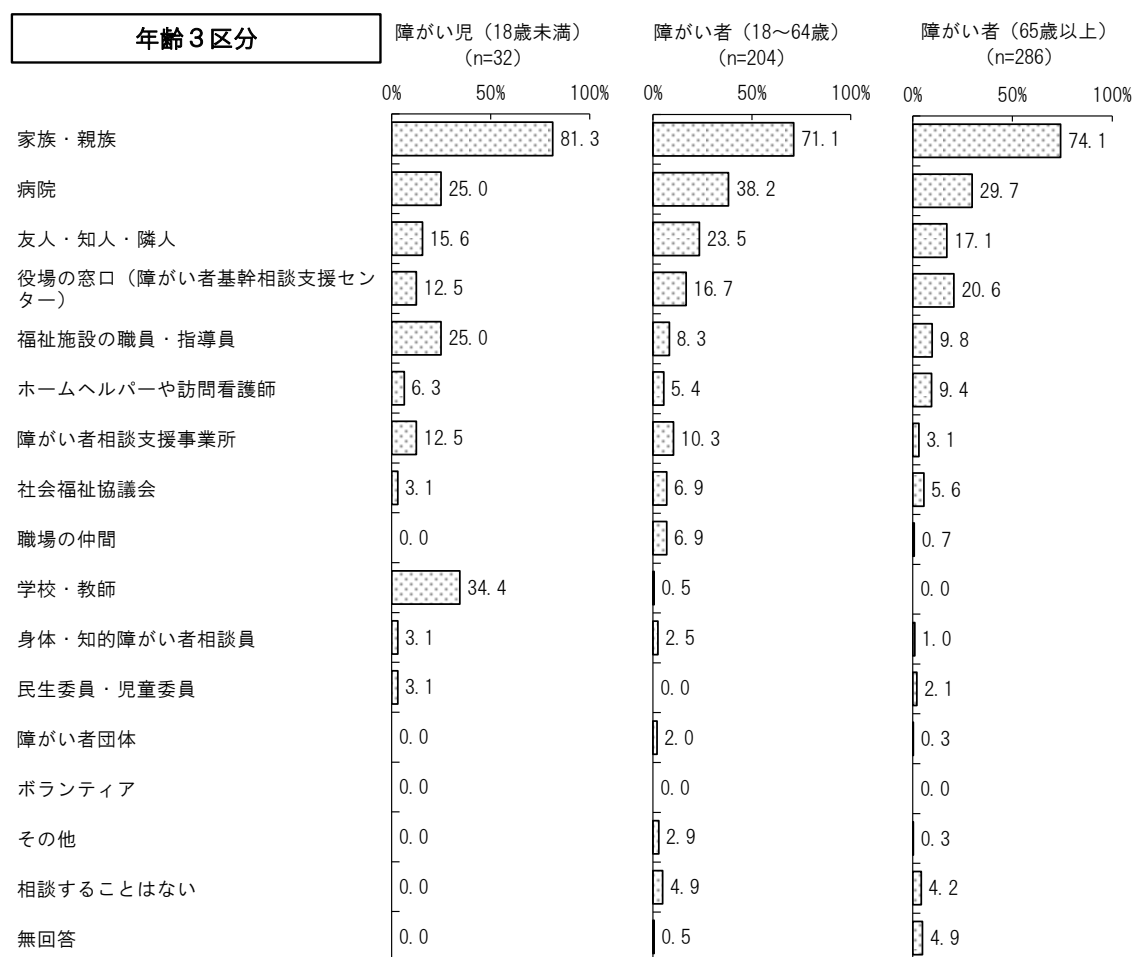


⑤困った時の主な相談先（複数回答）

困った時の主な相談先においては、「家族・親族」が73.5%と最も多く、次いで「病院」が32.7%、「友人・知人・隣人」が20.1%などとなっています。

手帳の種類でみると、精神障害者保健福祉手帳では「病院」が59.3%と、他の手帳に比べて多くなっています。

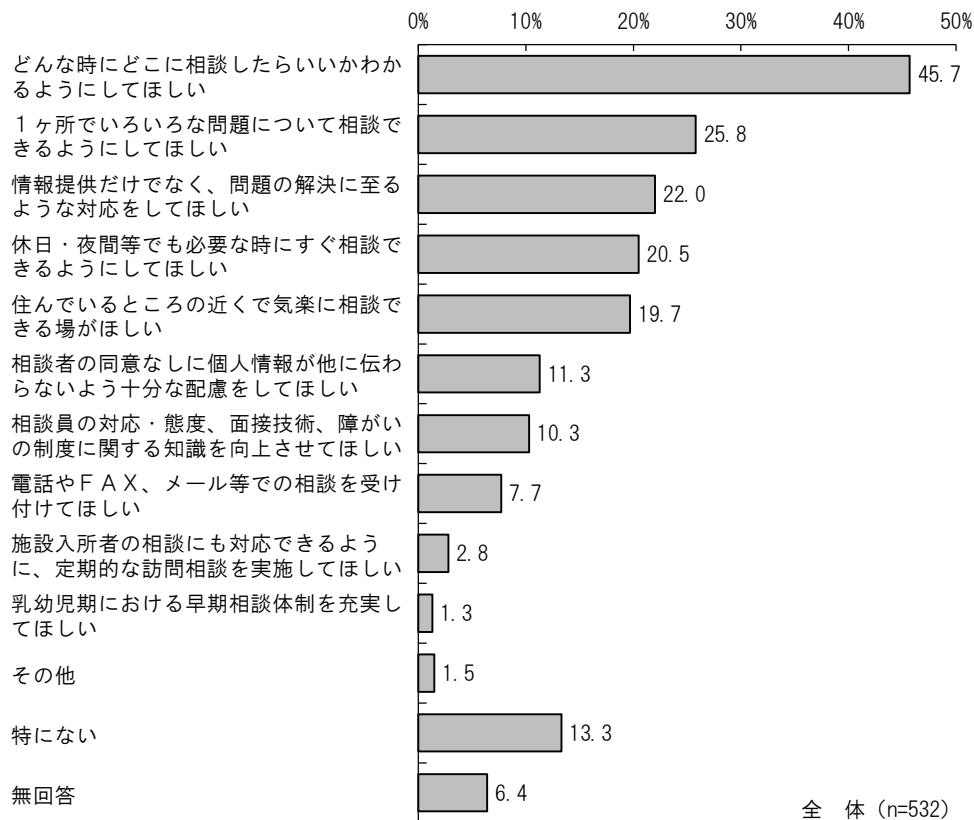


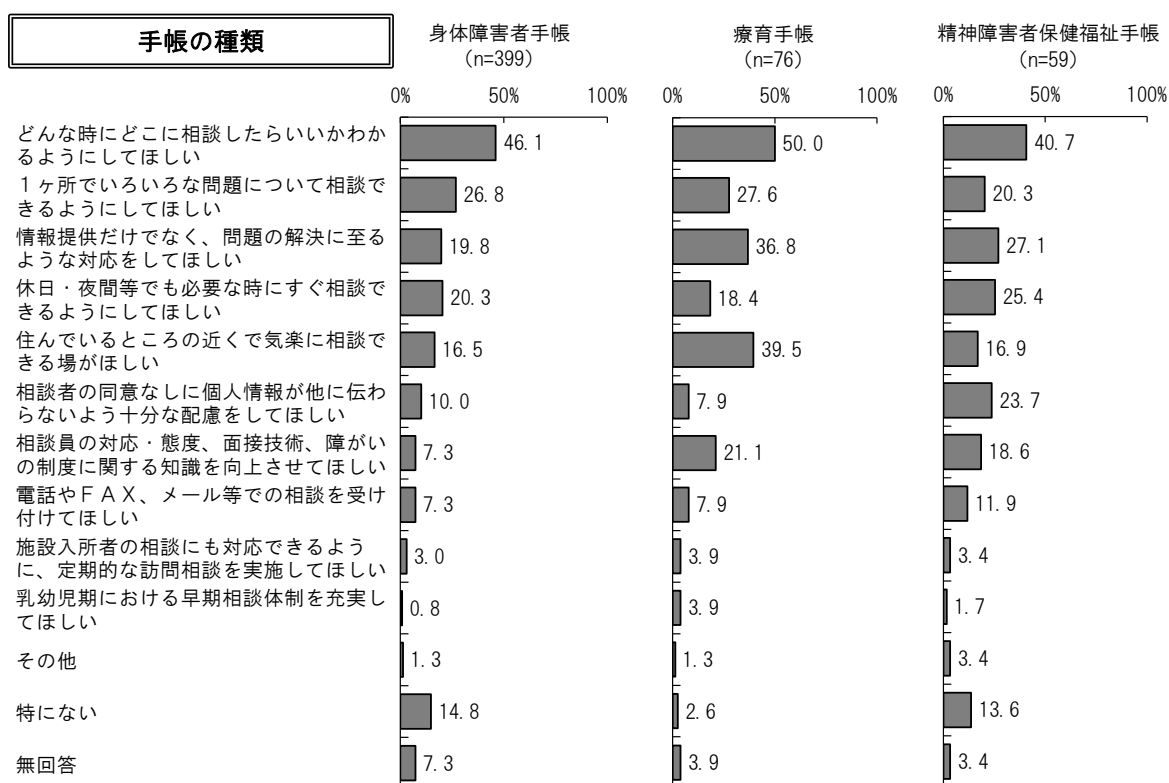
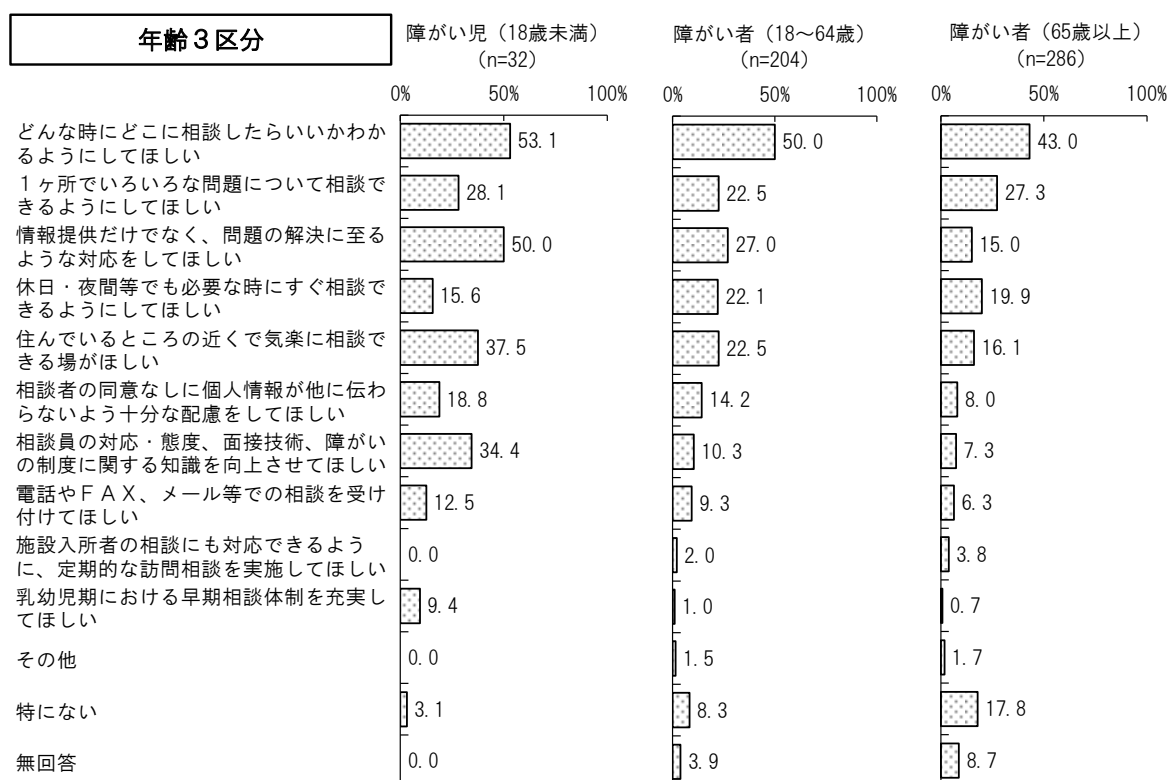


⑥福祉や生活に関する相談体制に希望すること（複数回答）

福祉や生活に関する相談体制に希望することにおいては、「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が45.7%と最も多く、次いで「1ヶ所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」が25.8%、「情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい」が22.0%などとなっています。

手帳の種類でみると、療育手帳では「住んでいるところの近くで気楽に相談できる場がほしい」が39.5%と、他の手帳と比べて多くなっています。



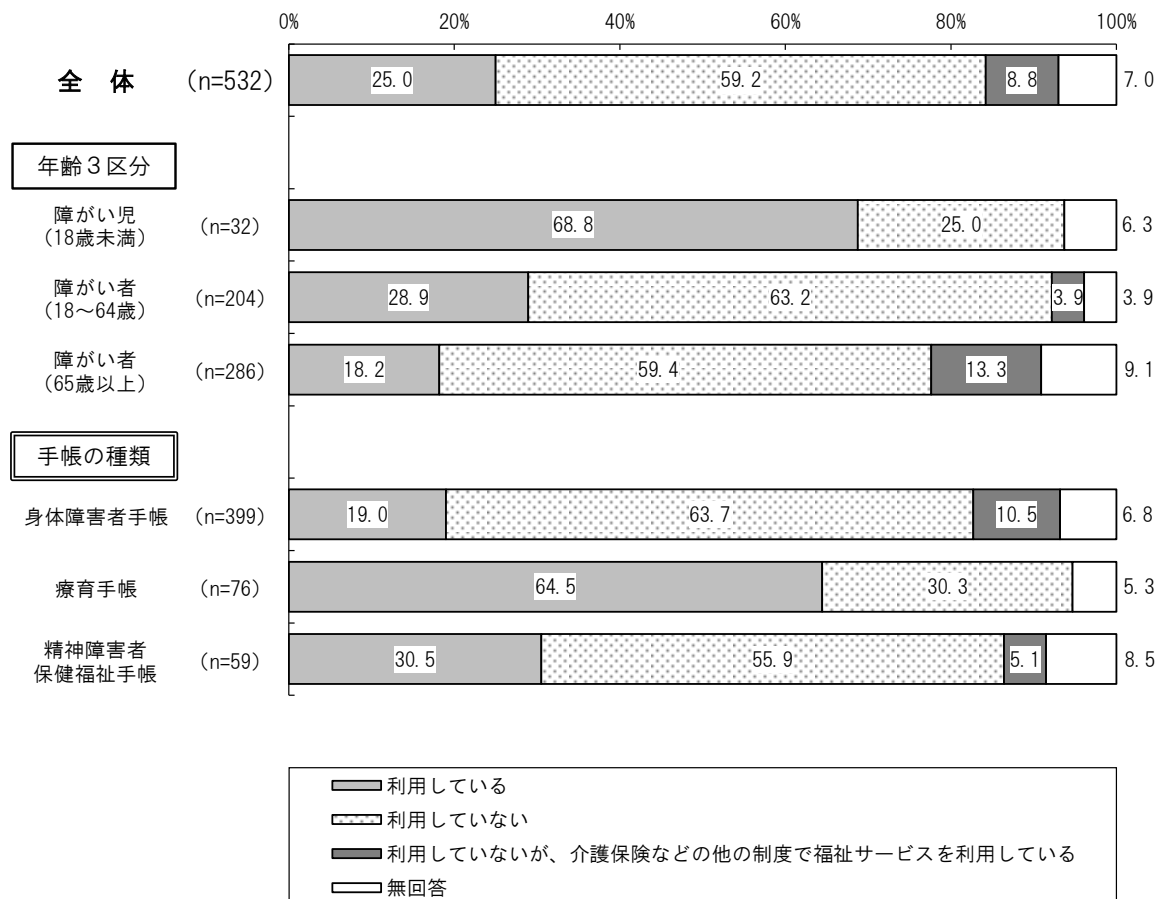


⑦現在の障害福祉サービスの利用状況（単数回答）

現在の障害福祉サービスの利用状況においては、「利用している」が25.0%、「利用していない」が59.2%、「利用していないが、介護保険などの他の制度で福祉サービスを利用している」が8.8%となっています。

年齢3区分でみると、障がい児（18歳未満）では「利用している」が68.8%と最も多くなっています。

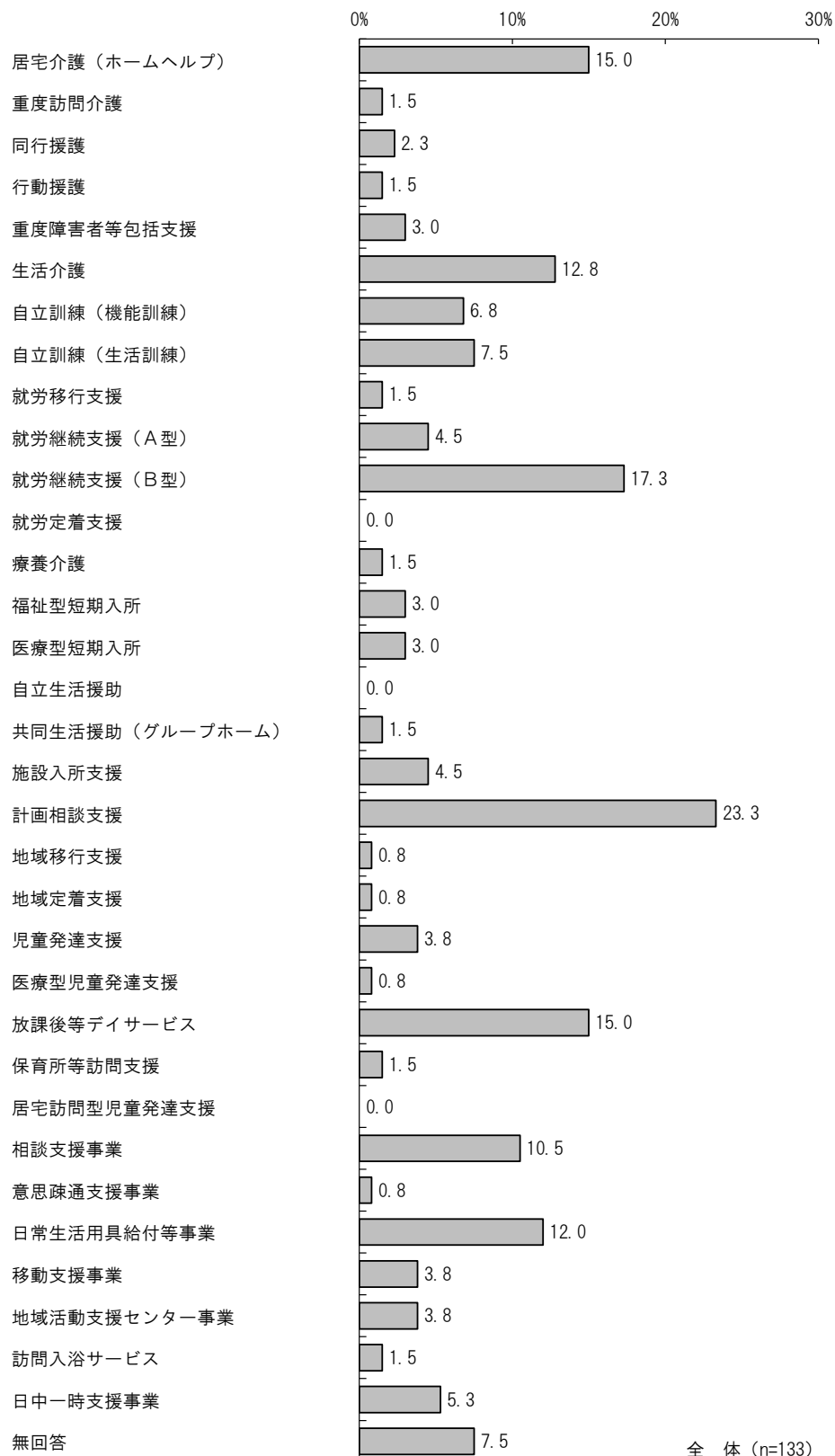
手帳の種類でみると、療育手帳では「利用している」が64.5%と最も多くなっています。



利用していると回答した方のみ

⑧現在利用しているサービス（複数回答）

現在利用しているサービスにおいては、「計画相談支援」が23.3%と最も多く、次いで「就労継続支援（B型）」が17.3%、「居宅介護（ホームヘルプ）」と「放課後等デイサービス」が15.0%などとなっています。

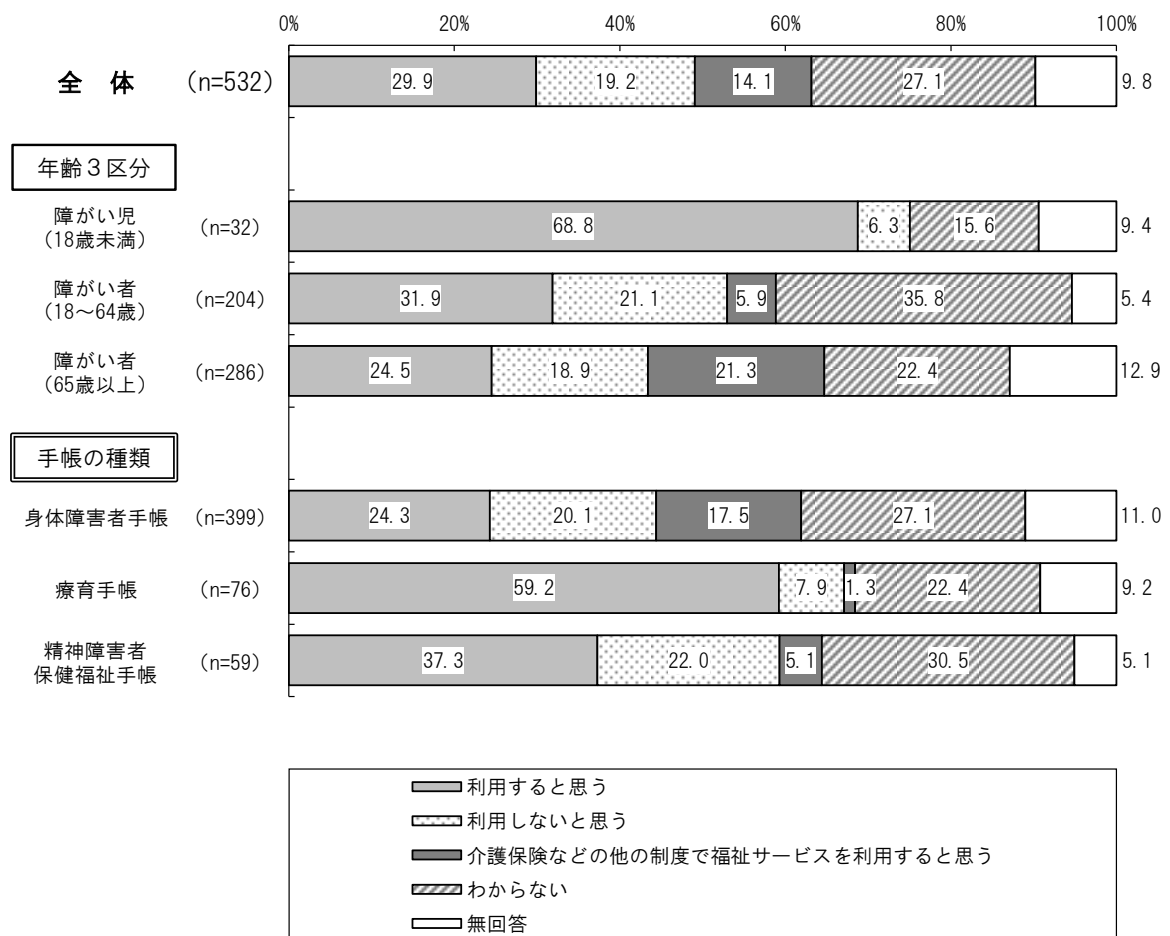


⑨今後の障害福祉サービスの利用希望（単数回答）

今後の障害福祉サービスの利用希望においては、「利用すると思う」が29.9%、「利用しないと思う」が19.2%、「介護保険などの他の制度で福祉サービスを利用すると思う」が14.1%、「わからない」が27.1%となっています。

年齢3区分でみると、障がい児（18歳未満）では「利用すると思う」が68.8%と、他の年齢区分に比べて多くなっています。

手帳の種類でみると、療育手帳では「利用すると思う」が59.2%と、他の手帳に比べて最も多くなっています。

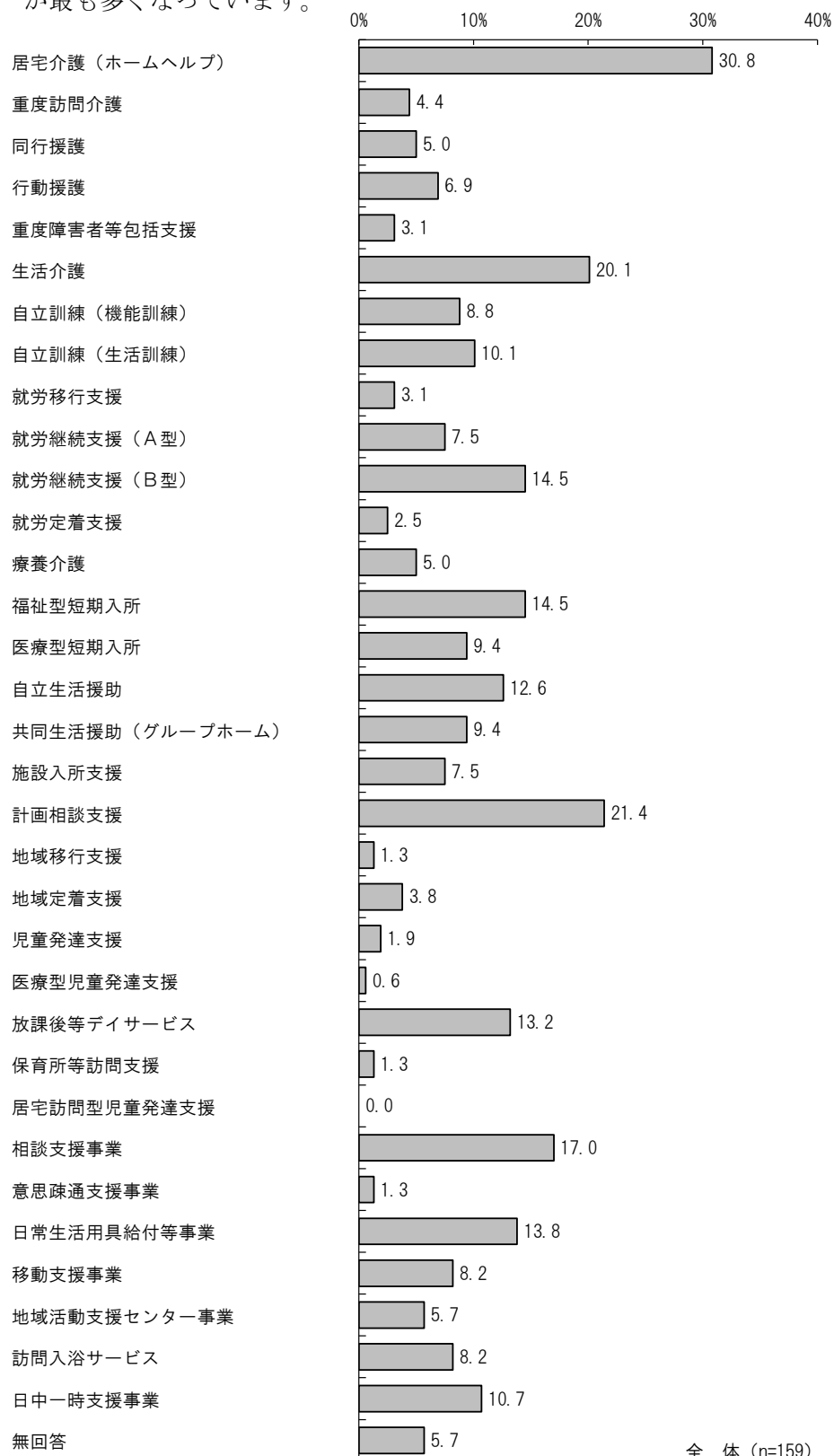


利用すると思うと回答した方のみ

⑩今後利用したいサービス（複数回答）

今後利用したいサービスにおいては、「居宅介護（ホームヘルプ）」が30.8%と最も多く、次いで「計画相談支援」が21.4%、「生活介護」が20.1%などとなっています。

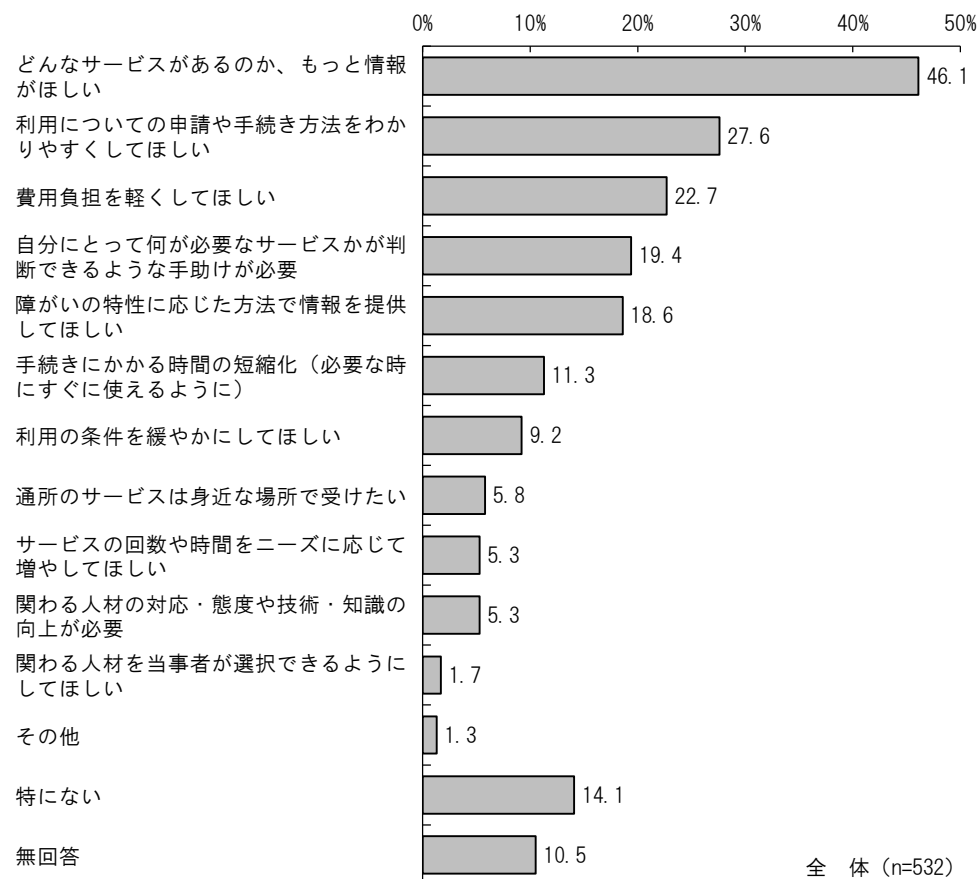
現在利用しているサービスと比較すると、現在利用しているサービスでは「計画相談支援」が最も多くなっていますが、今後利用したいサービスでは「居宅介護（ホームヘルプ）」が最も多くなっています。

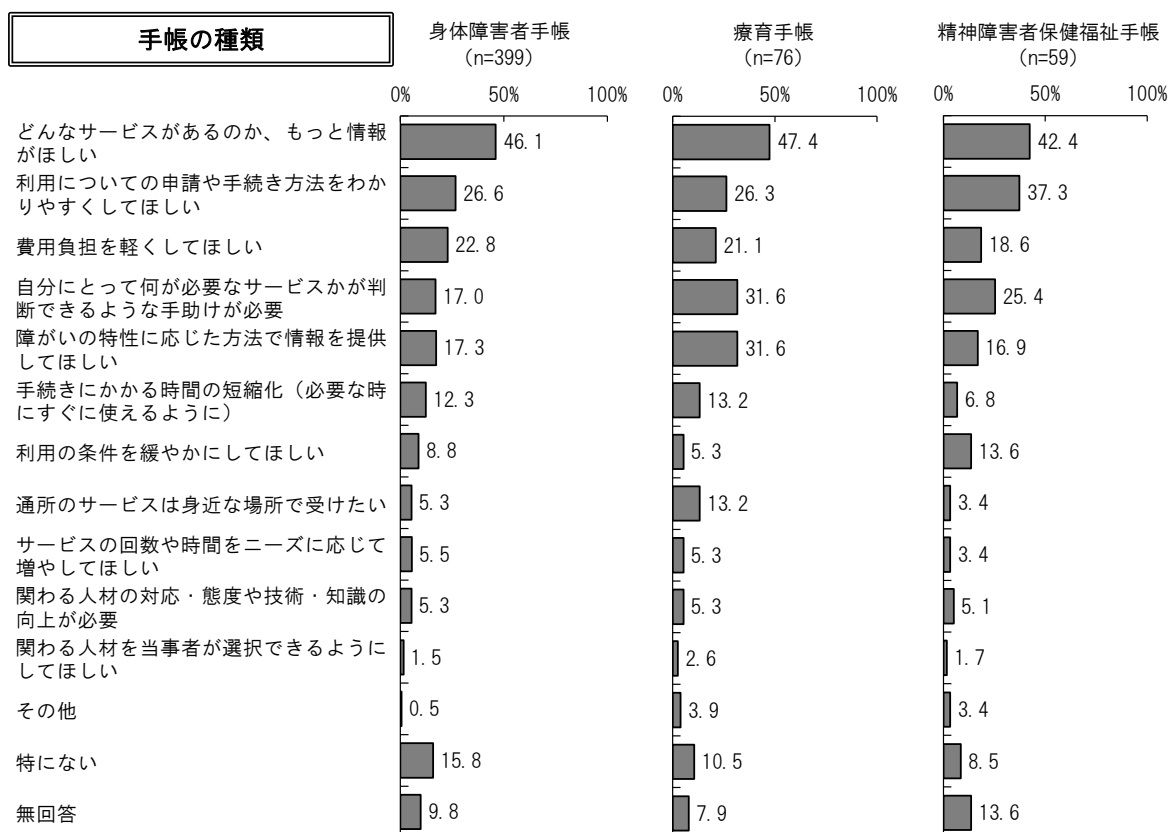
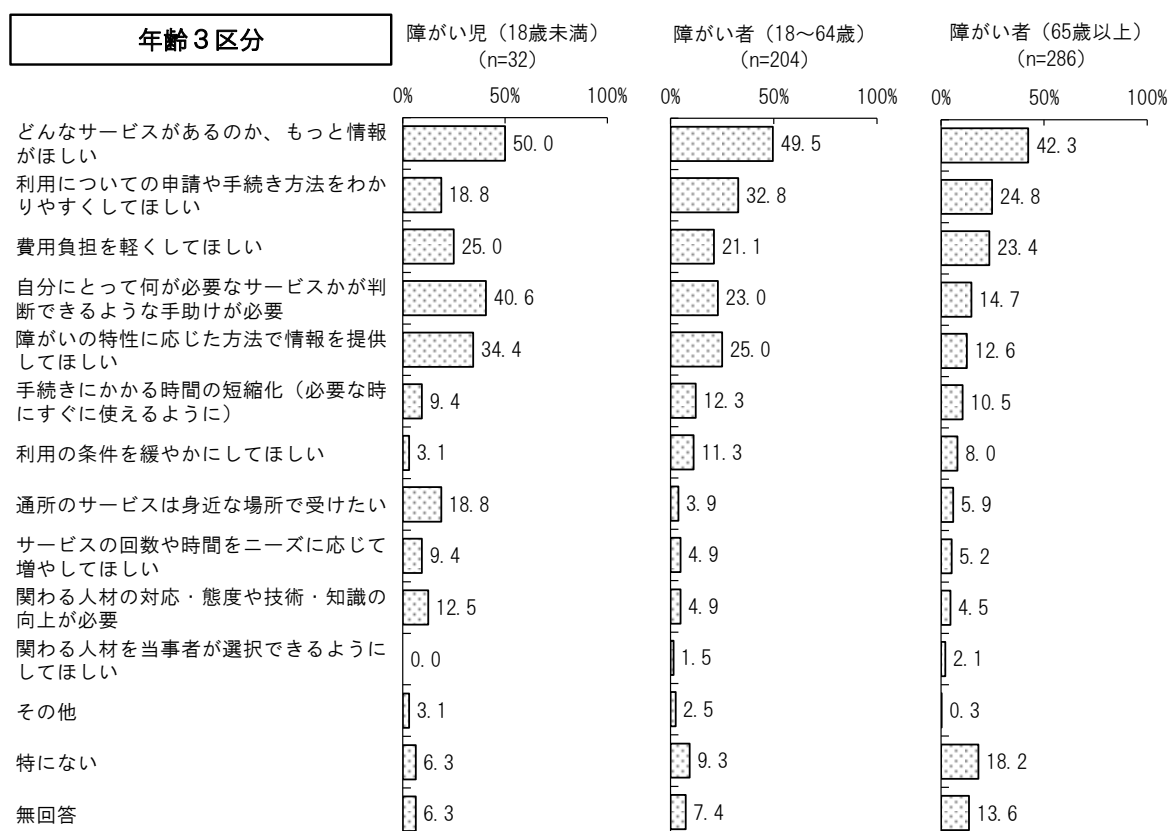


全 体 (n=159)

⑪障がい福祉サービスをより利用しやすくするために希望すること（複数回答）

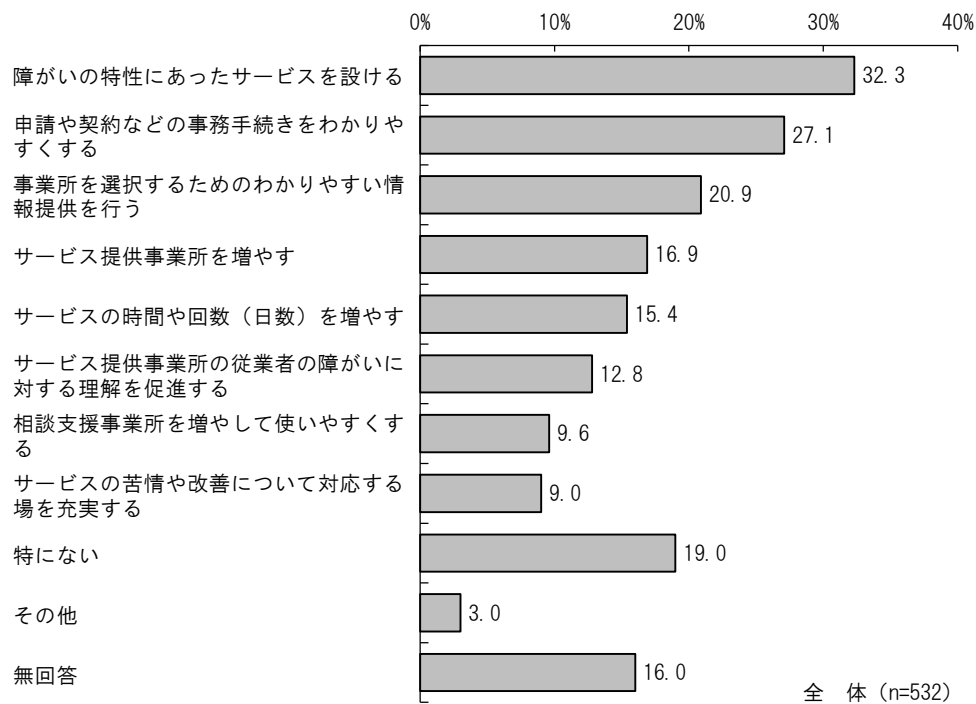
障がい福祉サービスをより利用しやすくするために希望することにおいては、「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が46.1%と最も多く、次いで「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」が27.6%、「費用負担を軽くしてほしい」が22.7%などとなっています。

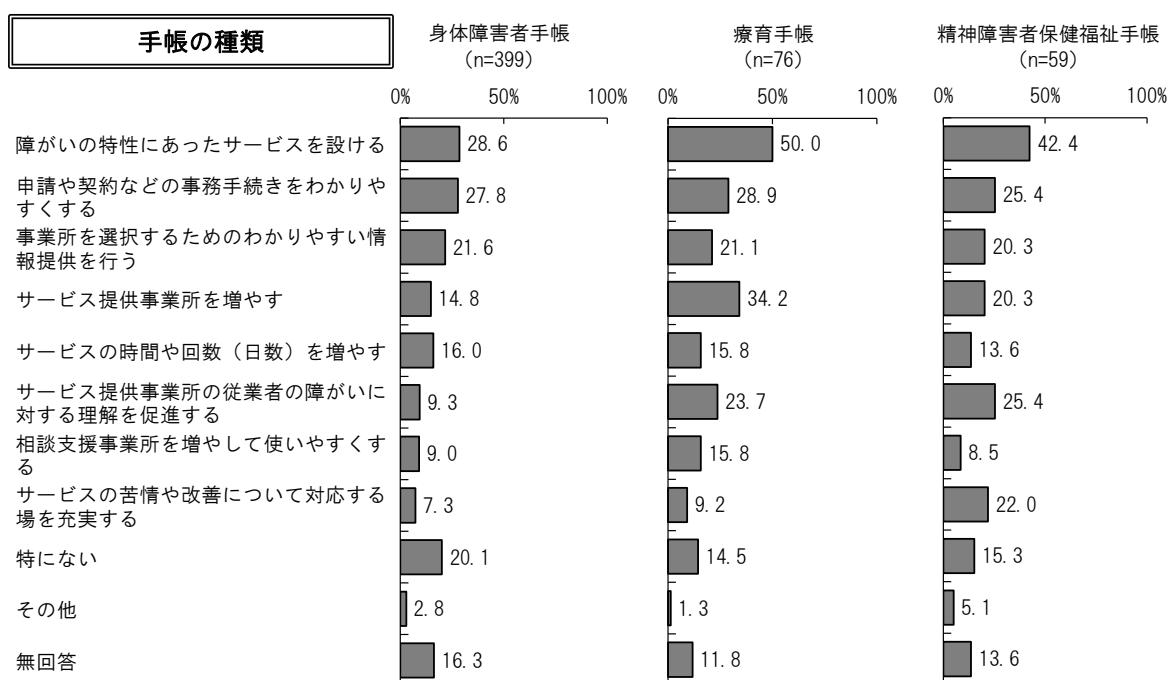
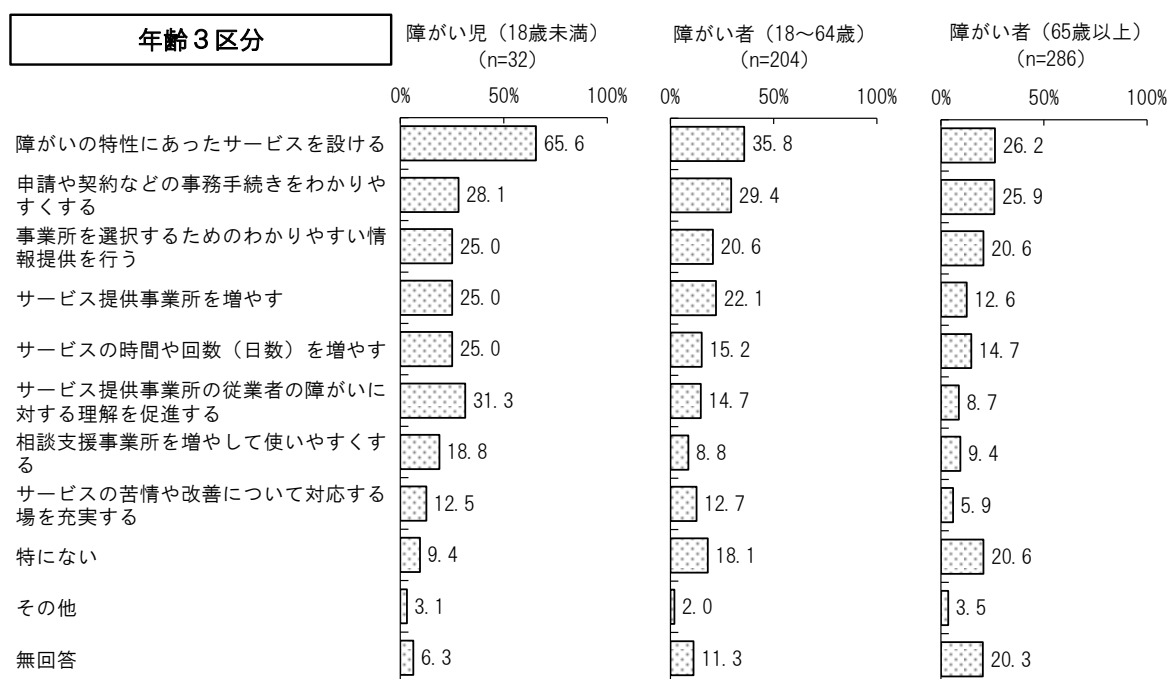




⑫自宅や通所施設等でのサービスをより良いものとし、生活を充実させるために必要だと思うこと（複数回答）

自宅や通所施設等でのサービスをより良いものとし、生活を充実させるために必要だと思うことにおいては、「障がいの特性にあったサービスを設ける」が32.3%と最も多く、次いで「申請や契約などの事務手続きをわかりやすくする」が27.1%、「事業所を選択するためのわかりやすい情報提供を行う」が20.9%などとなっています。

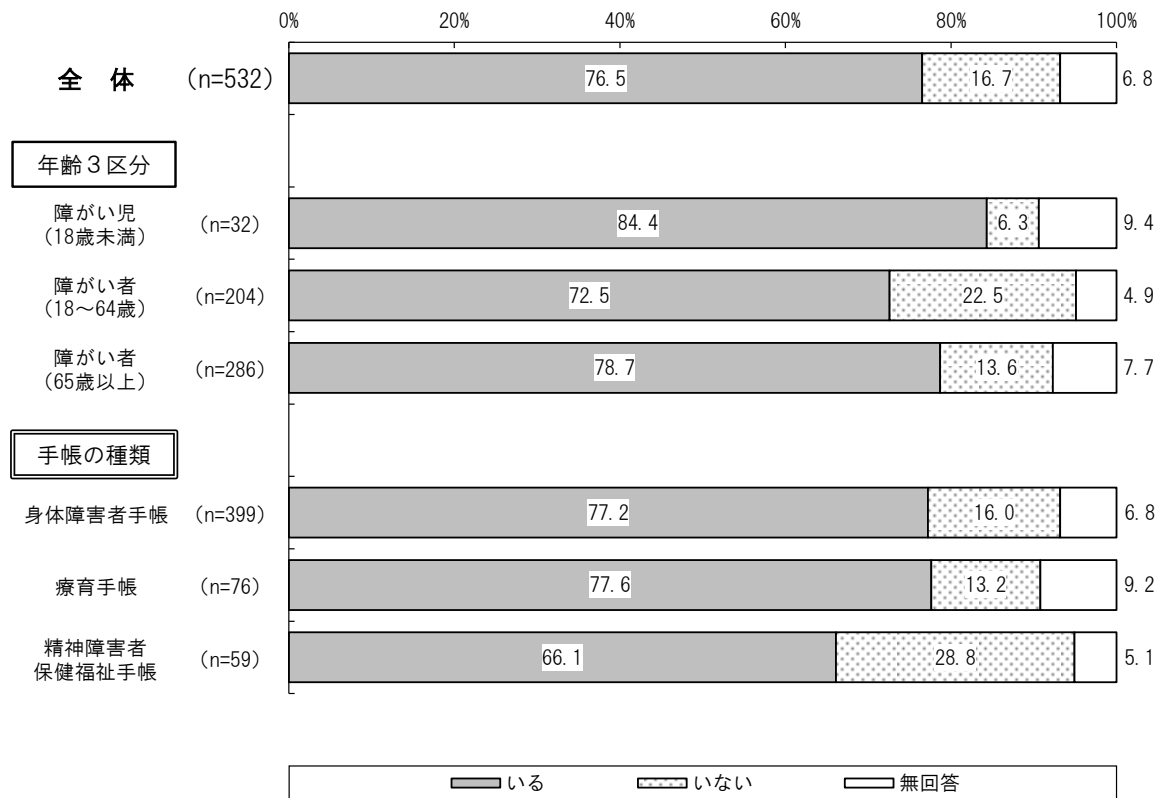




⑬緊急時や災害時に手助けをしてくれる人の有無（単数回答）

緊急時や災害時に手助けをしてくれる人の有無においては、「いる」が76.5%、「いない」が16.7%となっています。

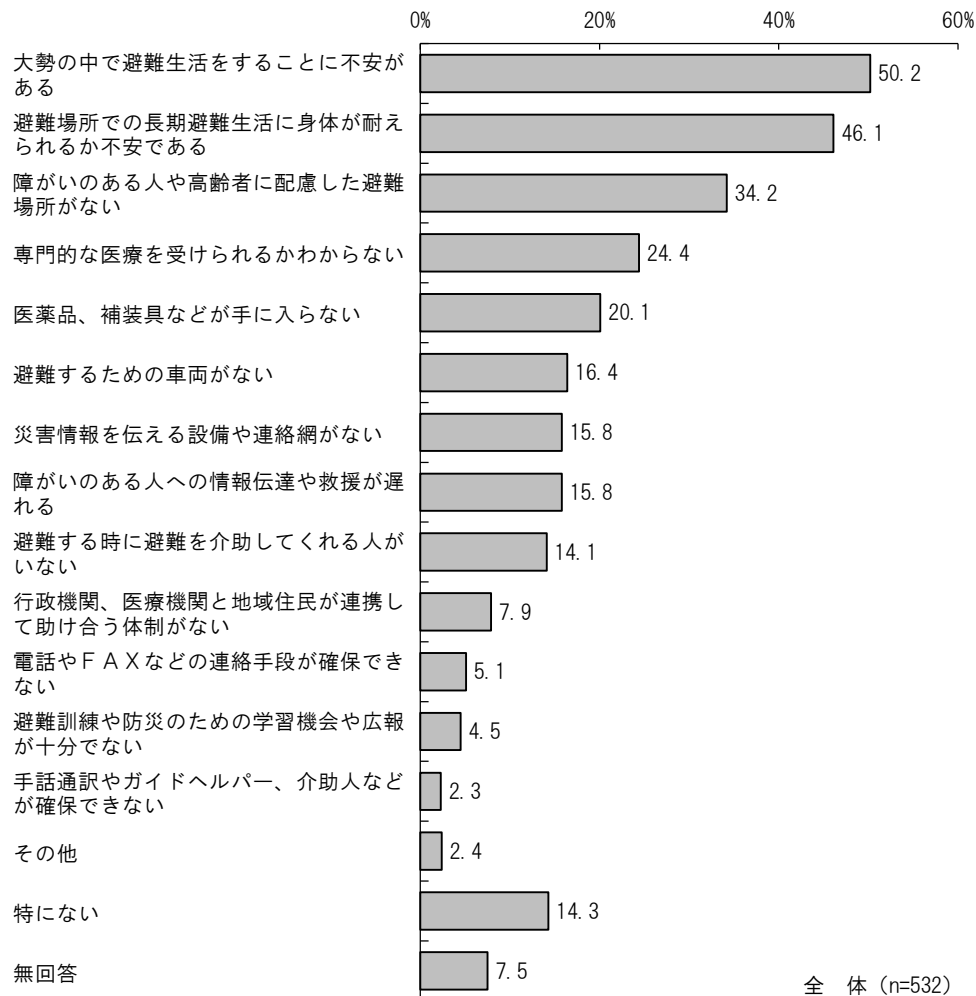
手帳種別でみると、精神障害者保健福祉手帳では「いない」が28.8%と、他の手帳に比べて多くなっています。

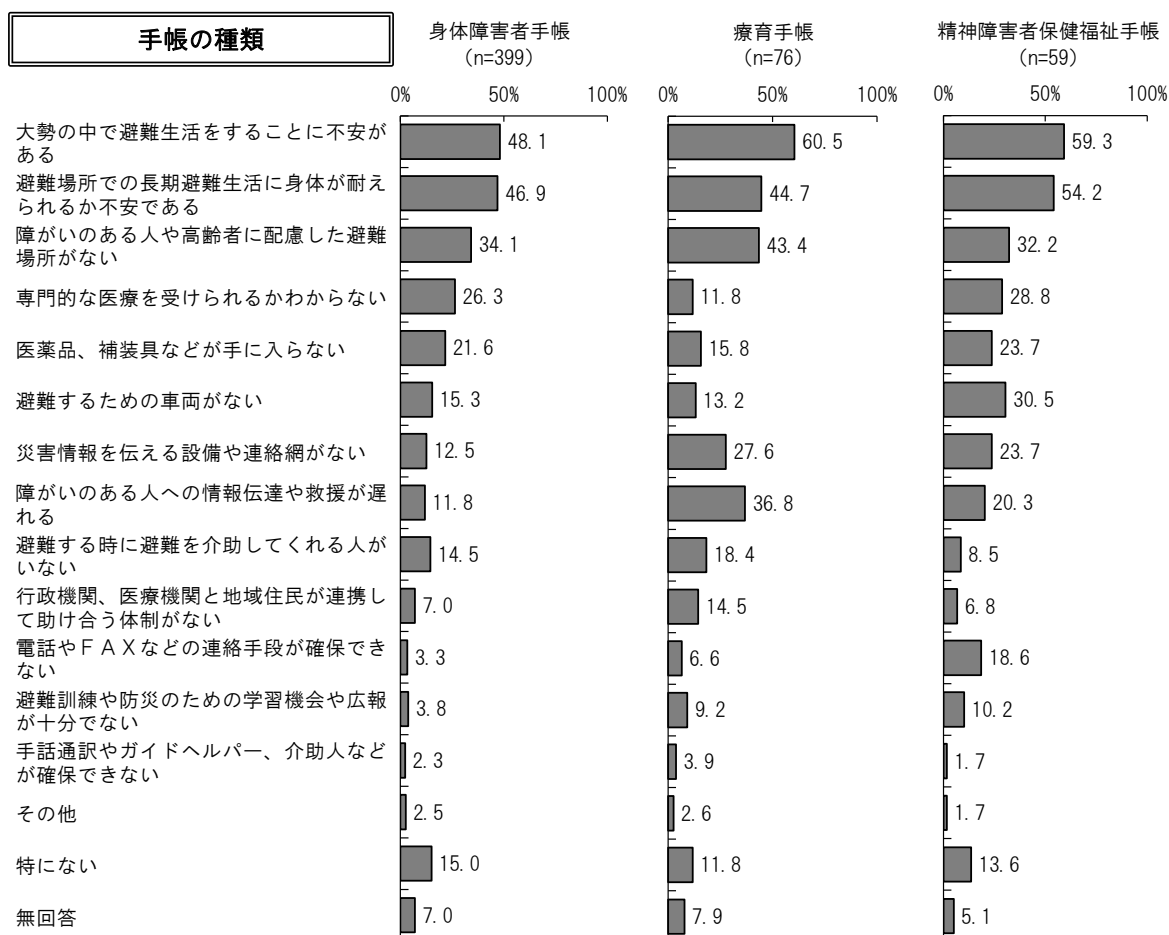
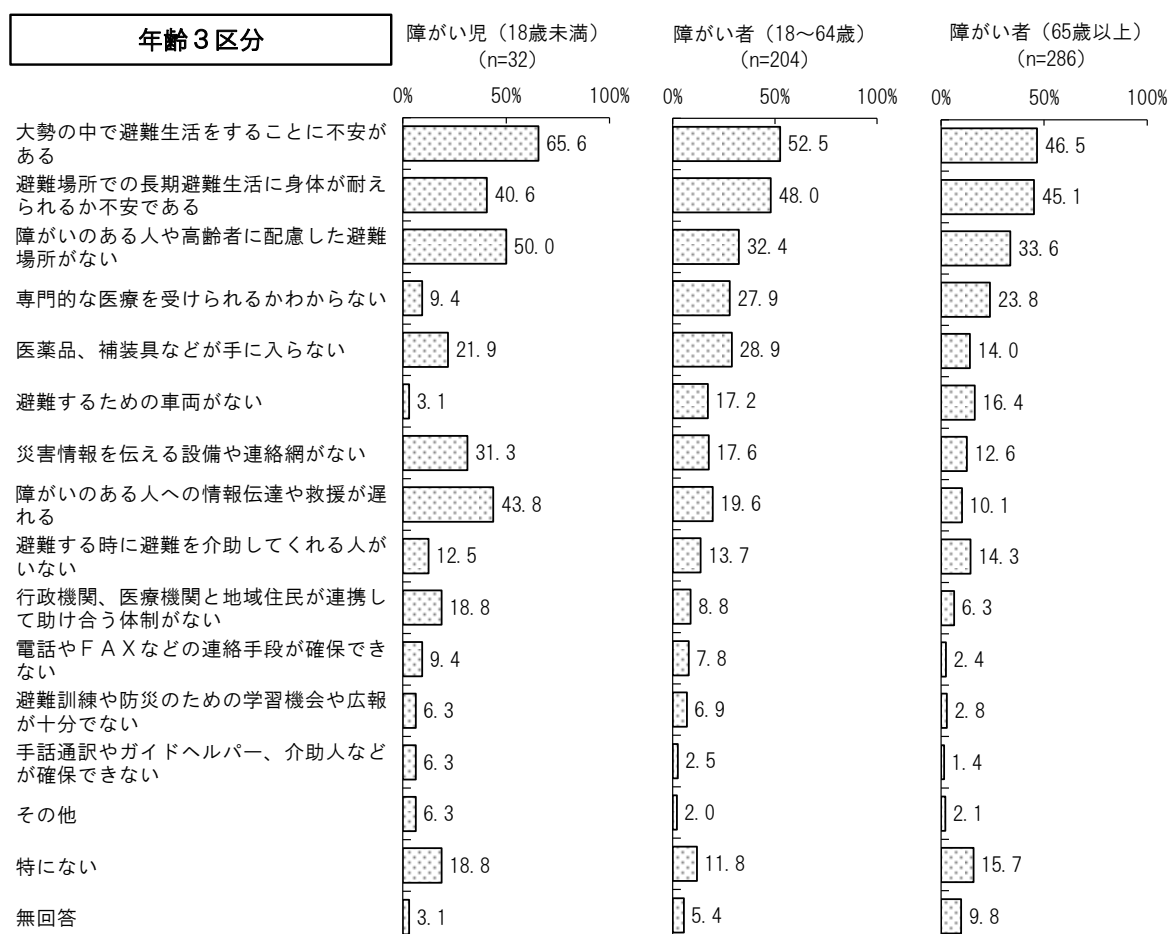


⑭災害時を想定した場合に不安なこと（複数回答）

災害時を想定した場合に不安なことにおいては、「大勢の中で避難生活をするに不安がある」が50.2%と最も多く、次いで「避難場所での長期避難生活に身体が耐えられるか不安である」が46.1%、「障がいのある人や高齢者に配慮した避難場所がない」が34.2%などとなっています。

年齢3区分でみると、障がい児（18歳未満）では「障がいのある人への情報伝達や救援が遅れる」が43.8%と、他の年齢区分に比べて多くなっています。

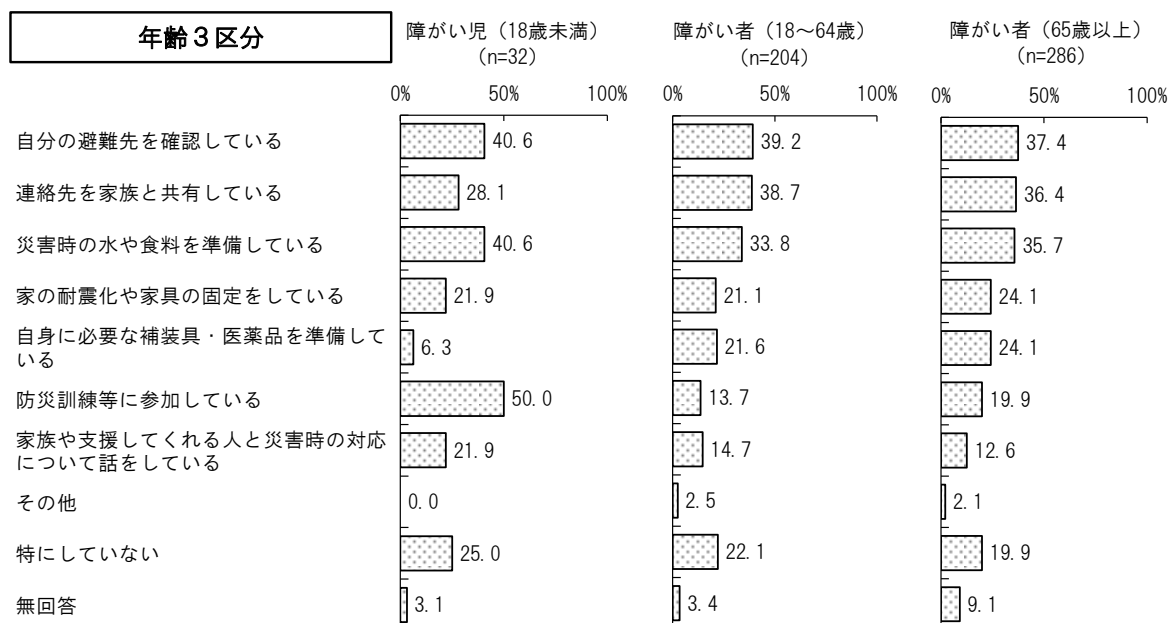
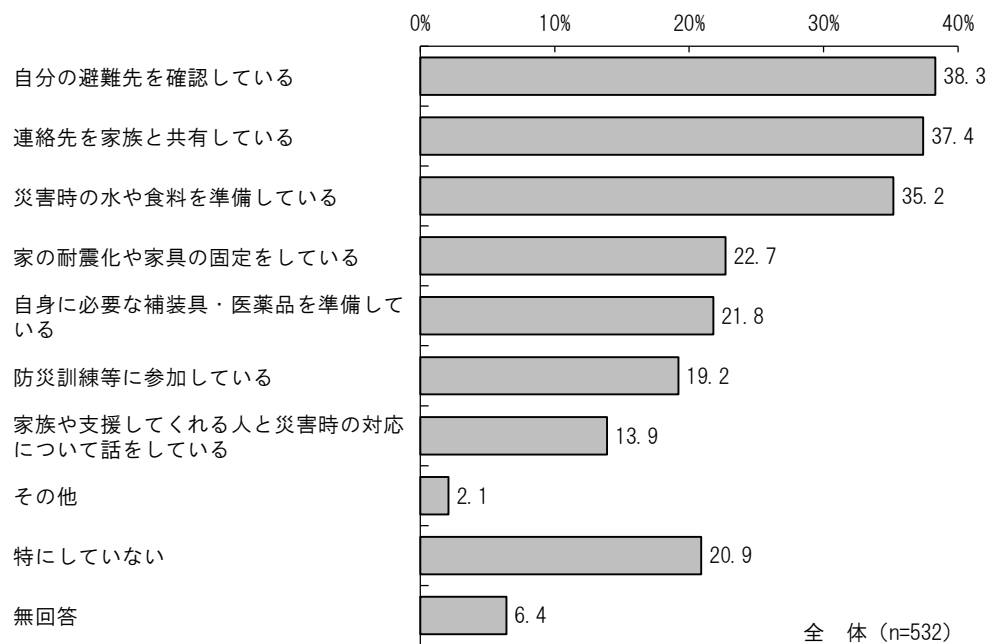


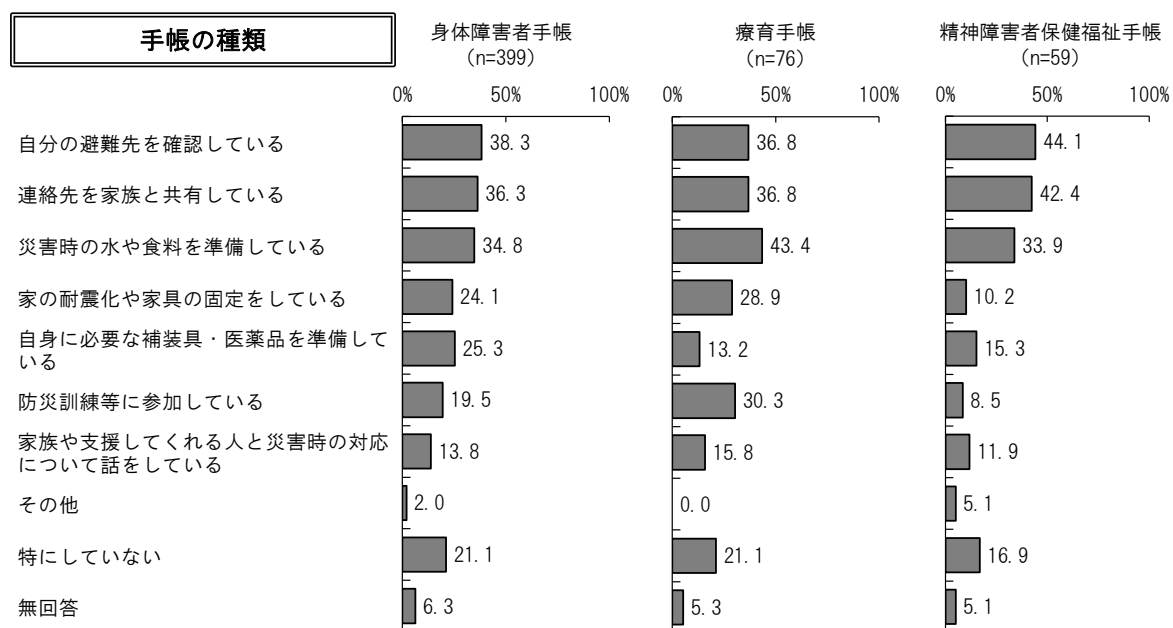


⑮災害時に備えた対策の状況（複数回答）

災害時に備えた対策の状況においては、「自分の避難先を確認している」が38.3%と最も多く、次いで「連絡先を家族と共有している」が37.4%、「災害時の水や食料を準備している」が35.2%などとなっています。

年齢3区分でみると、障がい児（18歳未満）では「防災訓練等に参加している」が50.0%と最も多くなっています。





(3) 調査結果のまとめ

① 障がいのある人とその家族の高齢化対策

年齢においては、「70歳代以上」が48.5%と最も多く、次いで「50歳代」と「60歳代」が12.2%、「40歳代」が9.8%などとなっており、持っている手帳の種類においては、「身体障害者手帳1級」が28.8%と最も多く、次いで「身体障害者手帳4級」が17.3%、「身体障害者手帳2級」が11.7%など、障がいのある人の高齢化・重度化の影響がうかがえます。

今後さらに加速していく少子高齢社会においては、介護予防や高齢者福祉に係る事業と連携した施策の展開や、ライフステージに応じた切れ目のない支援によって二次的な障がい（合併症）の発症を防ぐための取組が重要です。

また、障がいのある人の主な介助者は「配偶者」が30.1%、「親」が17.5%、「子ども・孫」が12.2%などとなっており、自宅暮らしの障がいのある人においては、身近な家族による介助が大多数を占めていますが、現在の主な介助者から支援を受けられなくなった場合について具体的に考えている人は少ないことがうかがえます。

「親亡き後」を見据え、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を途切れなく提供できる体制の確立について計画的に推進していく必要があります。

② 障がいのある人の地域生活への支援

今後暮らしたい場所においては、回答者の69.2%が「家族と一緒に暮らしたい」と答えており、施設や病院への入所・入院を視野に入れている人は少ないことがわかります。

また、生活を充実させるために必要だと思うことについては、“障がい児（18歳未満）”の65.6%が障がいの特性にあったサービスを設けることを挙げています。このことから、訪問系サービスを中心とした福祉サービスの提供体制の確保や、申請などの事務手続きをわかりやすくするために相談支援体制を充実させていくことが必要となります。更には、障がいのある人の地域活動や社会参加を促進するために、公共交通機関利用時の不便の解消が求められますので、町内循環バスの利用についての周知をする必要があります。

③ 災害対策の推進

急病などの緊急時や地震・台風などの災害時に手助けをしてくれる人の有無においては「いる」が76.5%、「いない」が16.7%となっており、手帳種別でみると、精神障害者保健福祉手帳で「いない」が28.8%を占めており、対策が求められます。

全国的にも、過去の震災において障がいのある人・高齢者の逃げ遅れや孤立化が問題視されており、対策として各自治体での“避難行動要支援者”の把握と個別避難計画の作成が推奨されています。作成においては対象となる障がいのある人の個人情報の収集が課題となっており、今回の調査においては連絡先等の情報提供について「提供済み」と回答したのは19.2%に留まっています。

ただし、提供状況については49.4%が「わからない」と回答しており、自治体への各種申請や登録によって自身の情報提供の状況を正確に把握していない人が大多数を占めている可能性があるため、窓口利用者等に対して逐一安否確認の重要性と情報提供を呼び掛ける必要があります。

④ 障害福祉サービスの利用促進

現在利用しているサービスについては、“障がい児（18歳未満）”で「放課後等デイサービス」が81.8%、“障がい者（18～64歳）”で「就労継続支援（B型）」が39.0%、“障がい者（65歳以上）”で「居宅介護（ホームヘルプ）」が23.1%と、各年齢層で特に必要とされるものを中心に様々なサービスの利用実績がありました。

今回の調査においては、現在サービスを利用している人と、今後サービスを利用したい人の人数に大きな乖離はなかったものの、今後の利用意向については“障がい児（18歳未満）”で就労移行支援・就労継続支援、自立訓練等を希望する割合が多く、“障がい者（18～64歳）”で「居宅介護（ホームヘルプ）」、「生活介護」を希望する割合が高くなっていることから、将来的に必要となるサービスについて利用を検討していることがうかがえます。

また、平成30年度より新設された「就労定着支援」、「自立生活援助」、「居宅訪問型児童発達支援」については、今回の調査では利用者はいなかったものの、今後の利用意向については、“障がい者（65歳以上）”の「自立生活援助」が18.6%と特に関心が高くなっています。障がい福祉サービスをより利用しやすくするために希望することは、どの手帳種別でも「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」ことを一番にあげていることから、対象者に向けた周知と利用案内を一層充実させる必要があります。

第 3 章 障害者計画の基本方針

1 基本理念

本計画は、障害者基本法の理念と国の障害者基本計画の3つの基本原則「地域社会における共生」、「差別の禁止」、「国際的協調」に基づき、また静岡県が策定する「ふじのくに障害者しあわせプラン」の施策の方向性等を踏まえ、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すための指針となるものです。

地域社会における共生では、全ての人が、社会における対等な構成員として人権を尊重され、自己選択及び自己決定のもと、地域のために行動しその責任を担うことが求められます。本計画では、このような共生社会の実現に向けた第4次清水町障害者計画の基本的な考え方を継承し、障がいに対する理解と相互交流の促進や、多様な障がいに応じたきめ細かな支援、地域における自立を支える体制づくりを目指すため、『地域住民の協働と共生による福祉のまちづくり』を基本理念とします。

【基本理念】
『地域住民の協働と共生による福祉のまちづくり』

2 基本目標

基本理念に基づいた施策を実施するために、以下の5つの基本目標を設定します。

1. 相互理解と交流の促進
2. 保育・教育の充実
3. 社会参加と自立に向けた支援
4. 相談支援と情報提供体制の充実
5. 住みよいまちづくりと安全・安心の確保

3 施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【施策の展開】

地域住民の協働と共生による福祉のまちづくり

1 相互理解と交流の促進

- (1) 啓発・広報活動の推進
- (2) 学校教育における理解の推進
- (3) 権利擁護と虐待の防止、差別の解消
- (4) 地域福祉活動の推進

2 保育・教育の充実

- (1) 早期発見・早期療育の推進
- (2) 療育・保育・教育の支援

3 社会参加と自立に向けた支援

- (1) 一般就労の促進
- (2) 福祉的就労への支援
- (3) 社会活動への参加促進

4 相談支援と情報提供体制の充実

- (1) 相談支援機能の強化・充実
- (2) 情報提供体制の充実
- (3) 障害福祉サービス・地域生活支援事業の利用促進

5 住みよいまちづくりと安全・安心の確保

- (1) 安心して生活できる環境づくり
- (2) 防災・防犯体制の充実

第4章 基本目標に向けた取組

1 相互理解と交流の促進

◆◇ 現状と課題 ◇◇

障がいのある人の社会参加が推進される一方で、障がいに対する正しい理解が十分に普及しているとは言えない状況が続いており、それぞれの障がいの特性や必要とされる配慮について正しい知識を得たうえで、障がいの有無にかかわらず互いの個性を尊重することが重要です。

本町では、障がいのある人に対する偏見や誤解を取り除くため、広報誌や講演会等を通じて、障がいに対する正しい理解の普及と、権利擁護のための啓発に取り組みます。周知啓発にあたっては、社会福祉協議会や町内の福祉施設、圏域の自立支援協議会等の関係機関との協働によって企画立案と事業の推進に努めます。

また、障がいのある人の社会参加を促進するためには、就労を通じた社会貢献だけでなく、身近なところで気軽にボランティア活動等に参加できる環境が必要です。今後はボランティア団体や障がい者団体と連携し、地域の課題解決や福祉の担い手の確保に向けた、機会の拡充を進めます。

(1) 啓発・広報活動の推進

本町では広報しみずや社協だより等を活用し、障がいのある人を支援する制度や福祉サービスの内容及び障がいに対する正しい理解の促進を図るとともに障害者週間を中心とした啓発事業やイベントを通じて障がい福祉に対する関心や理解を促しています。

今後も関係機関との連携や協議の場を活用して、より細かな情報共有体制を構築し、地域の課題やニーズを把握しながら町民同士の交流の場を充実させていきます。

主な施策	概 要
広報しみずの活用	町の広報誌において、定期的に障がい福祉に関する記事等を掲載し、バリアフリーやノーマライゼーションに関する正しい知識の普及・定着に努めます。
各種行事の活用	社会福祉協議会が主催する「ふれあい広場」など各種行事の開催を支援し、関係団体や町民と障がいのある人が交流を深める場を確保し、障がいに対する正しい理解の促進を図ります。
障害者週間啓発事業	「障害者週間（12月3日から9日まで）」に合わせて、イベントの開催や障がいのある人の作品の展示等を行い、障がい福祉に対する関心や理解を促します。

(2) 学校教育における理解の推進

全ての児童生徒が共に尊重し合いながら障がいの有無にかかわらず交流や共同学習を通じて共に学ぶ機会（インクルーシブ教育）の重要性が一層高まっています。

本町では、小・中学校の授業を活用して手話や車いすの体験等を実施し、障がいのある人への理解と、福祉施設での体験活動等を通じて、福祉に対する関心を高めるとともに、ボランティア活動への参加促進を図ります。

主な施策	概 要
福祉教育の充実	町内小・中学校において、総合学習の時間を利用し、障がいのある人への理解を目的とした福祉教育の充実を図ります。
福祉施設との交流	総合的な学習の時間を活用し、福祉施設の訪問と福祉体験を通じて相互理解を促進します。
共に学ぶ機会（インクルーシブ教育）の推進	特別支援学級と通常学級の共同学習や行事等で交流する機会を設けて児童間の相互理解の推進を図ります。

(3) 権利擁護と虐待の防止、差別の解消

公共サービスの利用や移動、就労など、日常生活の様々な場面で支援や配慮を必要とする障がいのある人は、差別的な扱いや虐待の被害を受けるリスクを抱えています。

平成28年4月に施行された障害者差別解消法、同年改正された障害者雇用促進法等、社会的な障壁を取り除くことを定めた法律の整備に合わせて、本町でも虐待の未然防止と差別解消を推進するために、関係機関との連携を強化していきます。

また、判断に支援を必要とする人が安心してサービスを利用できるよう、権利擁護体制の充実と、住みなれた地域で安心して暮らし続けられるために成年後見制度の利用促進を図ります。

主な施策	概 要
日常生活自立支援事業	社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業を通じて、障がい及び認知症等の事由により判断の能力が十分でない人を対象に、福祉サービスに関する相談や利用手続きの支援、重要書類の預り等を行います。
成年後見制度の利用促進	障がい等の事由により判断の能力が十分でない人が不利益を被ることがないように、成年後見制度の利用促進を図ります。また、市民後見人や法人後見の活動を支援します。
障がい者虐待防止対策事業	障害者虐待防止センター（本町福祉介護課内）で虐待に関する通報又は届出の受理や相談支援を行い、関係機関との連携を強化しながら障がいのある人への虐待防止に努めます。
ヘルプマーク、ヘルプカードの利用促進	支援や配慮を必要としていることを知らせるヘルプマーク・ヘルプカードの役割について、チラシや広報を通じて周知を徹底するとともに、外見では判断できない障がいや疾患を持つ人への利用促進を図ります。

(4) 地域福祉活動の推進

障がいの有無にかかわらず相互理解と交流を促進するため、また地域住民の社会参加の機会を拡充するためにも、ボランティア団体の活動の活性化と、地域のネットワークづくりが重要になります。

本町ではボランティア活動を通じて障がいのある人に対する理解を促進するために、ボランティア講座の開催と、ボランティアへの参加を促すための情報提供体制の強化を図ります。

また、当事者団体や家族会等の活動は障がいのある人やその家族への支援だけでなく、広く町民への意識啓発も行っていることから、各団体の自主的な活動を支援するとともに、協働・連携の体制を推進します。

① 地域における交流、ネットワークづくり

主な施策	概 要
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供や、社会との交流等の居場所を確保します。
地域ネットワークの構築	地域単位において、地域自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPOなどの構成による相互の協力と助け合いを目的とするネットワークを構築します。

② ボランティア活動の促進

主な施策	概 要
ボランティア講座の開催	障がいのある人に対する理解を促進するとともに、ボランティア活動の普及、活性化を図るため、社会福祉協議会においてボランティア講座を開催します。
ボランティアに関する情報提供の充実	広報誌や社協だよりを通じて、ボランティア活動に関する情報提供の充実を図ります。

③ 当事者団体や家族会への支援

主な施策	概 要
当事者団体・家族会への支援と協働	関係団体と連携し、障がい者団体の情報共有を図るとともに、活動の紹介や加入促進のための周知に努めます。
ピアサポーターの育成・活用	同じ悩みを持つ、同じ立場の人々による互助活動である「ピアサポート」を推進するため、障がいのある人の活動を支援するピアサポーターの育成と活用に努めます。

2 保育・教育の充実

◆◇ 現状と課題 ◇◇

障がいのある児童生徒が、その個性や可能性を最大限に伸ばすためには、一人ひとりの障がいの特性及び発達段階に合わせた療育・保育・教育を提供する必要があります。

本町では障がいのある児童生徒に対する切れ目のない支援を展開するために、行政の保健・福祉・教育の各部門や学校、病院等の関係機関の連携を強化し、乳幼児期における支援が必要な児の早期発見から保護者に対する相談支援、就学中の教育・医療に関する支援、卒業後の就職や一人暮らしに至るまで一貫した支援が行える体制の構築に努めます。

(1) 早期発見・早期療育の推進

一部の障がいは幼少期において発見が難しく、特に発達障害に関しては発見や対応の遅れが要因となり、心理的・行動的な2次障がいへと発展するリスクがあります。本町では子どもの発達に不安を持つ保護者が気軽に相談できるよう、相談支援体制の拡充を図るとともに、就学前健診等の機会を活用して保護者への支援や障がいのある児童のスクリーニングを実施することで早期療育の普及と将来の自立した生活を推進します。

主な施策	概 要
乳幼児の健康増進	関係機関と情報交換を行い、乳幼児の心身の発達を促進するため、療育環境の調整や提供が必要な児の早期発見や健康増進に努めます。また、必要に応じて健康相談や訪問指導など、多面的なアプローチによる支援を行います。
母子保健や健康相談の充実	各種健康診査・健康相談を実施し、子どもの健全育成のための支援を行い、相談体制の充実を図ります。
家庭訪問事業の実施	保健師による家庭訪問を実施します。また、未熟児や発達障害の疑いのある児童や育児不安の強い保護者に対して、関係機関や専門員と連携し適宜経過観察を行う等の支援を実施します。
相談窓口・療育体制の整備	相談窓口の充実を図り、関係機関との連携による、障がいの早期発見・早期療育への一貫した相談体制を推進します。

(2) 療育・保育・教育の支援

乳幼児期から学齢期までの発育は、その後の成長にとっても大切なものです。それぞれの発達段階に応じた療育や教育を継続して提供する体制の整備が重要なことから、障がいの状況に応じた切れ目のない支援体制の構築を目指します。

療育が必要な障がいのある子どもには、保育園や幼稚園の受入れ体制を整え、小・中学校への就学においては教育委員会と連携し、障がい及び発達に関する課題の程度に応じた就学支援を推進します。また、同時に保育・教育機関における障がいのある児童生徒の受入れを促進するため、施設内における設備の充実とスクールカウンセラー等の専門員の確保や研修の実施に努めます。

① 保育・学校教育の充実

主な施策	概 要
発達相談の実施	療育が必要なケースについては、保健センター等において発達相談を実施し、保護者の不安軽減や早期療育について継続支援します。
発達障害にも対応した教育の支援	学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害を持つ児童がその特性に応じて適切な教育的支援を受けられるよう、支援体制の整備に努めます。
保育所・幼稚園の充実	保育士・幼稚園教諭の障がいに関する知識の向上を図り、個々の障がいに対応した保育・教育の充実を目指します。
就学支援の充実	保護者の要望に応じ個別相談を行います。また、就学に関する幼保小中を意識した教育相談の充実を図ります。
就学・就労支援及び相談体制の整備	障がいの早期発見・早期対応の推進を図り幼保小中一貫した相談支援体制がとれるよう各相談支援機関が連携し、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援を行います。
教職員などの指導力向上	自閉症などを含めた様々な障がいについて、教職員の指導力を向上するため、研修の充実を図ります。

② 障害児通所支援等の充実

主な施策	概 要
障害児相談支援	適切なサービスの利用ができるよう障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング等を実施します。
児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の適切な支援を行います。
保育所等訪問支援	障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	学齢期の児童を対象に、生活能力を伸ばす訓練や社会との交流を促進する活動を放課後や休日に行います。

3 社会参加と自立に向けた支援

◆◇ 現状と課題 ◇◇

雇用や就労は障がいのある人の社会参加と自立のための重要な柱です。地域共生社会の実現においても、障がいのある人が地域生活に移行し、その地域社会における役割を持つこと、また就労等を通じて経済的にも自立していくことが求められます。

今後さらに加速していく少子高齢社会において、障がいのある人が地域における働き手、又は福祉の担い手として活躍していくことは、これまで以上に重要な意味を持っています。また、平成28年の障害者雇用促進法の改正により、雇用の分野における障がいを理由とした差別的な扱いの禁止が明文化されたことも、一般就労の促進を後押ししています。

これからも就労移行支援や就労継続支援等を活用しながら教育機関、ハローワークとも連携を強化することで就労の機会の提供と一般就労への移行促進を図ります。また、多様な働き方の促進や障がいのある人の意向も考慮したうえで、適切な就労への案内を行います。

また、スポーツ・文化・芸術などの様々な活動において、障がいのある人もない人も誰もが参加できる環境づくりに努め、障がいのある人も様々な可能性の中から自分らしい生き方を選択できるよう、関係機関等と連携して支援していきます。

(1) 一般就労の促進

障がいのある人の就労を促進するために、ハローワークとの繋がりを持つ関係機関や支援施設等との連携を図りながら、一般就労への支援と就労後の定着支援を行います。

また、行政の教育担当課と連携することで、卒業後の就労に係る課題解決に向けた助言や相談体制の充実に努めます。

主な施策	概 要
就労支援事業の強化	障がいのある人の一般就労への移行・定着を推進するために、就労支援事業所等の参入促進を図ります。
雇用促進の啓発活動の推進	障がいのある人の雇用や就労問題に関する啓発活動を推進します。また、事業主及び町民に対して、広く理解と協力を得るための啓発活動を積極的に展開していきます。
相談体制の充実	就労意欲を持つ障がいのある人が、その能力や適性に応じた就労を実現するため、適切な相談体制の充実に努めます。

(2) 福祉的就労への支援

障がいのある人の意向、あるいは心身の状態から一般の事業所への就労が困難な場合でも、自立に向けた訓練と社会参加の場を確保することで支援を充実する必要があります。

本町では、日中活動の場を提供する事業所の安定した運営を支援するとともに、障害者優先調達推進法の趣旨に則して、施設等で作成した製品の販路拡大と工賃確保に努めます。

主な施策	概 要
福祉的就労場所の確保	就労継続支援事業所の充実を図り、新たな生産活動や請負作業などの支援に努めます。
施設等で作成した製品の販路拡大	施設等の製品に関する情報提供と周知を行うとともに、常備販売の促進など販路の拡大を図るため、公共施設内での販売や障がい者団体等による出店を検討します。

(3) 社会活動への参加促進

障がいのある人の高齢化・重度化の影響もあり、心身の状態から就労という形での社会参加が困難な場合や、高齢になるにつれて外出の機会が減少していく人が多くなっています。

本町ではボランティア団体や障がい者団体の活動に障がいのある人が積極的に参加することで、就労以外の形で社会活動できる機会の確保に努めます。また、障がいのある人の地域活動や社会参加を促進するために外出時の支援充実を図ります。

① スポーツや文化芸術活動を通じた社会参加

主な施策	概 要
スポーツや文化活動の参加への配慮	スポーツや文化活動に関する講演会などにおいて、障がいのある人が参加しやすいように、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
講座・教育の推進	障がいのある人の学習ニーズに応じ、各種講座や教室を障がいのある人も参加しやすいように配慮します。

② 外出時の支援の充実

主な施策	概 要
移動支援事業等の充実	地域生活支援事業の「移動支援事業」の利用を周知するとともに、障害福祉サービスの「同行援護」の利用促進を図ります。
町内循環バスの運行	病院や町内の公共施設等を巡回する「ゆうすいくん号」を運行し、外出を支援します。
タクシー乗車料金の助成	重度の障がいがある人の社会参加等を促進するため、タクシーの乗車料金の助成をします。

4 相談支援と情報提供体制の充実

◆◇ 現状と課題 ◇◇

障がいのある人が地域で自立した生活を継続していくためには、日常生活における悩みや不安を気軽に相談でき適切な助言を得られるよう、相談支援事業所の充実を図るとともに、パンフレットの配布や行政窓口での案内を通じて相談支援の実施に関する情報を提供することが必要になります。

本町では、障がいのある人が身近な場所で気軽に相談できるように、相談支援機能を充実させます。また、多様な情報提供の仕組みを充実するためにも、コミュニケーション手段の確保を促進します。

(1) 相談支援機能の強化・充実

困難を抱える人や世帯が支援につながるができるよう、基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の構築に努めます。また、個別相談だけでなく関係者を交えた定期的な協議を実施し、地域の課題の把握、民生委員・児童委員や相談員と情報共有することで、地域に密着した相談支援機能の充実を図ります。

主な施策	概 要
基幹相談支援センターの運営	障がい者基幹相談支援センター（本町福祉介護課）で、手帳の取得やサービスの利用、その他障がいに関する不安や悩みに対応する総合相談事業を継続して実施します。
地域自立支援協議会の活用	相談支援機能の向上のため、個別支援会議等で指摘された地域の課題を障害者自立支援協議会（本町福祉介護課）を通じて共有し、課題解決に向けて協議します。
地域での相談活動の充実	障がいのある人や保護者からの相談に応じ必要な助言を行うほか、障がいのある人の地域活動を推進するために身体障害者相談員及び知的障害者相談員を設置します。
委託相談支援事業所における相談機能の充実	障がいのある人が、どこに相談しても適切な支援が受けられるように、委託相談支援事業所との連携を強化し、相談支援機能の充実を図ります。
サービス等利用計画を作成する事業所の拡大	全ての障害福祉サービス利用者に対し、サービス等利用計画が作成され、適切なサービスの利用ができるよう相談支援事業所の参入促進を図ります。
共同生活援助	障がいのある人が地域で自立して生活できるよう、少人数で共同生活を送る居住の場であるグループホームの整備に関しての周知を行い、利用促進を図ります。
地域移行の支援	入院中の人の地域移行のため、グループホームの見学や体験利用に向けた相談やその他必要な支援を行います。
地域包括支援センターとの連携	障がいのある高齢者の相談に適切に対応できるよう、地域包括支援センターと介護事業者や関係機関との連携、情報交換に努めます。

(2) 情報提供体制の充実

障がいのある人が、適切なサービスの選択や様々な情報を入手することができるよう、多様な媒体を活用した情報提供の仕組みを充実させるとともに、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の確保を促進します。

① 情報提供体制の充実

主な施策	概 要
分かりやすい情報の提供	サービス内容や相談窓口などの情報について、分かりやすく説明したリーフレット等を作成し、適切な情報提供に努めます。
多様な媒体を活用した情報の提供	必要とする情報が容易に入手できるよう、町や社会福祉協議会の広報、ホームページなど多様な媒体を活用した情報提供を進めます。

② コミュニケーション支援の充実

主な施策	概 要
意思疎通支援事業の推進	町民が聴覚に障がいのある人の意思疎通における困難を理解するために、情報伝達手段である手話の普及啓発を行い、手話に関する知識の習得に向けた機会を確保します。
手話通訳者・要約筆記者の派遣	聴覚や言語に障がいのある人の意思疎通を円滑にするため、通訳を必要とする場合には、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
手話奉仕員の養成	手話での日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。

(3) 障害福祉サービス・地域生活支援事業の利用促進

障がいのある人が増加傾向にあるため、サービスの需要が年々高まってきていることや、サービスの利用ニーズや個々の生活環境が多様化していることから、障がいのある人が真に希望するサービスの提供体制の充実を図ります。

また、サービス以外にも特定の条件で医療費の一部助成を行う制度の周知に努めます。

主な施策	概 要
サービス提供基盤の整備	サービス提供事業所への助言や支援を行うことで、質・量ともに充実したサービスの提供体制の充実に努めます。
障害福祉サービス提供体制の充実	障がいのある人のニーズに応じた障害福祉サービスの情報提供や支援を行います。
地域生活支援事業提供体制の充実	障がいのある人が地域生活を安心して送るために必要とするサービスを利用できる体制の充実を図ります。
自立支援医療・医療費助成の充実	十分な医療を受けられる機会の確保と、経済的負担の軽減を目的とした自立支援医療・医療費助成の周知を図り利用促進に努めます。

5 住みよいまちづくりと安全・安心の確保

◆◇ 現状と課題 ◇◇

本町では障がいのある人の社会参加の障壁を取り除き、建物や道路、公共交通機関、その他公共施設等が快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を進めていますが、これからは障がいのある人が自分の意志で自由に行動したり、社会活動へ安全に参加することができる環境を構築するために、相談、体験の機会や場、緊急時の対応機能を既存の支援機関や施設、事業所等が分担して担う、「面的整備型の地域生活支援拠点」の運営を進めることが重要となります。

加えて、近年では大規模な地震や土砂災害、台風など、深刻な被害を及ぼす災害が頻発していますので、このような自然災害は発生を予測することが難しいことから、日頃からの備えや緊急時の体制についても整備を進める必要があります。本町では、避難行動要支援者名簿への登録や、民生委員・児童委員と連携して災害時を想定した障がいのある人の救助や支援を推進するなど防災体制の強化・充実に努めます。

(1) 安心して生活できる環境づくり

障がいのある人が自立して住み慣れた地域で安心・安全に暮らすために、グループホームなどの住環境の整備を計画的に進めるとともに、施設や病院に入所・入院している人の地域生活への円滑な移行を支援します。更に、障がいのある人や関係団体からの道路状況や公共施設の利便性についての意見の反映に努め、駐車場の障がい者用スペースの確保や施設内の多目的トイレの設置等を行います。また、居宅の改造に係る費用の一部を助成する制度の周知と利用促進を図ります。

主な施策	概 要
地域生活支援拠点等の運営	障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、相談・体験の機会や場の提供・緊急時の対応・専門性の確保・地域の体制づくり等の機能を有した地域生活支援拠点等を運営します。
施設・道路の整備推進	バリアフリーを促進するために、公共施設の改修や歩道の段差解消などの整備に努めます。
ゆずりあい駐車場の利用促進	身体に障がいのある人等へゆずりあい駐車場の周知と、利用証の交付による適正な利用促進を図ります。
住宅改造のための各種制度の周知	住宅改造のための各種制度の周知をし、利用促進を図ります。

(2) 防災・防犯体制の充実

災害等の緊急時においては、障がいのある人の心身の状態によって、適切な行動がとれなかったり、パニックを引き起こしたりする場合もあり、結果として避難が遅れ、被害が拡大する可能性があります。

本町では自主防災組織を中心とした障がいのある人を含む地域全体の互助体制の充実・強化を推進します。また、障がいのある人の避難を想定した防災訓練を実施することで当事者の防災意識の向上や、避難誘導體制の見直しを検討します。

また、今後もサービスの提供体制を維持するため、事業者と連携し、日頃から感染症予防の徹底と周知啓発、必要な物資の備蓄等に努めます。

① 防災体制の充実

主な施策	概 要
緊急時の情報提供・通信体制の整備	様々な情報媒体を活用し、緊急時における多様な情報伝達体制の整備を図ります。また、関係部署と協議し、避難行動要支援者に対する避難支援体制の構築に向けた協議を進めます。
地域支援体制の整備	自主防災会や民生委員・児童委員と協議し、要配慮者の把握、環境や状況、連絡体制の整備、情報の共有による支援体制の整備などの対策を進めます。
福祉避難所の整備	障がいのある人を含む要配慮者に対して、社会福祉施設等への2次的避難の措置について対策を進めます。
防災訓練の充実	関係部署と協議し、事業所における防災訓練を進めます。また、地域の自主防災活動の中で、地域が事業所と連携して防災訓練に取り組むよう啓発し、防災意識の高揚を図ります。

② 防犯体制の充実

主な施策	概 要
地域の見守り活動の推進	隣近所での見守り等防犯活動を支援するとともに、地域でのあいさつや声掛け運動などを通して、より地域とのつながりが深くなるよう支援します。
防犯体制の確立	警察や区長会等と連携し、障がいのある人が犯罪に巻き込まれることを未然に防止するための連絡体制を確立します。

③ 感染症対策

主な施策	概 要
感染症対策のための体制構築	感染症対策の行動計画に基づいた行動により、感染拡大の防止と町民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限に留めるよう努めます。
事業所に対する感染拡大防止の徹底	サービスを提供する事業所をはじめ、関係機関、団体、町民等に対して、国のガイドラインに基づく感染防止策の徹底を呼びかけます。

第 5 章 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本方針

1 計画の趣旨

令和 2 年度に国の示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備に係る令和 5 年度末の目標を設定するとともに、令和 3 年度から令和 5 年度までの第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画の作成に当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村の地域生活支援事業及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的に、社会参加の機会創出や障害福祉人材の確保等、地域共生社会の実現に向けた具体的な取組の方向性が示されています。

2 計画の基本理念

障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を策定します。

- ▶ (1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ▶ (2) 障がいの種別や程度を問わず、地域全体で支援する一元的な支援体制の構築
- ▶ (3) 地域生活への移行や継続、就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ▶ (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- ▶ (5) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援
- ▶ (6) 障がい福祉人材の確保
- ▶ (7) 障がいのある人の社会参加を支える取組

3 障がいのある人の福祉サービスの体系

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、町が提供するサービス内容は以下の体系図のとおりです。

障害者総合支援法によるサービスは、大きく分けて国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付の「自立支援給付」と「相談支援」、市町村が実施主体となる「地域生活支援事業」に分類されます。

また児童福祉法に基づくサービスにおいては、個々のニーズや年齢に応じて提供される「障害児通所支援」と、サービスの利用計画について相談・作成を行う相談支援が含まれます。

■障害福祉サービス（自立支援給付）		
① 訪問系サービス	・ 居宅介護 ・ 同行援護 ・ 重度障害者等包括支援	・ 重度訪問介護 ・ 行動援護
② 日中活動系サービス	・ 生活介護 ・ 自立訓練（機能訓練） ・ 就労継続支援（A型） ・ 就労定着支援 ・ 短期入所（福祉型・医療型）	・ 就労移行支援 ・ 自立訓練（生活訓練） ・ 就労継続支援（B型） ・ 療養介護
③ 居住系サービス	・ 自立生活援助 ・ 共同生活援助（グループホーム） ・ 施設入所支援	
■相談支援		
① 相談支援	・ 計画相談支援 ・ 地域定着支援	・ 地域移行支援
■地域生活支援事業		
① 必須事業	・ 理解促進研修・啓発事業 ・ 相談支援事業 ・ 成年後見制度法人後見支援事業 ・ 日常生活用具給付等事業 ・ 移動支援事業	・ 自発的活動支援事業 ・ 成年後見制度利用支援事業 ・ 意思疎通支援事業 ・ 手話奉仕員養成研修事業 ・ 地域活動支援センター事業
② 任意事業	・ 日中一時支援事業	・ 訪問入浴サービス事業
■障害児通所支援（児童福祉法に基づく給付）		
① 障害児通所支援	・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 居宅訪問型児童発達支援	・ 医療型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援
② 障害児相談支援	・ 障害児相談支援	

第 6 章 目標値の設定

1 成果目標の設定（第6期障害福祉計画）

本計画の策定に当たっては、町の状況を勘案しつつ、第5次清水町障害者計画の基本理念である「地域住民の協働と共生による福祉のまちづくり」に従い、障がい福祉に係るサービスや町内の支援体制を最大限に活用し、障がいのある人の自立した生活を促進するために、地域生活及び一般就労等への移行や、町内における支援拠点等の整備について、国の指針に基づいて令和5年度における「成果目標」を設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国 基本指針】

- 令和元年度末時点における施設入所者の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行すること。
- 令和5年度末における施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上削減することを基本とする。ただし、第5期計画で定めた数値目標が令和2年度末までに達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を第6期の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

本町は、第5期計画で計画期間中に平成28年度末時点の施設入所者24人から1人の削減を目標として設定しましたが、令和元年度末で23人が入所しており、令和2年度中に新たに1人の施設入所が見込まれることから、令和2年度末時点では24人となり、施設入所者数の削減見込みの目標達成には至りません。地域生活の移行者数については、第5期計画で設定した平成28年度末から令和2年度末までの間に3人が地域生活に移行するという目標に対し、平成28年度末から令和元年度末までの間に2人が地域生活に移行し、令和2年度中に1人が通過型施設から退所予定のため、目標は達成する見込みです。

以上のことから、国の基本指針に基づいて、町の実情や第5期計画の達成状況を加味して次のように成果目標を設定します。

【成果目標】

項 目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者数①	23人	基準年の入所者数
令和5年度末時点の施設入所者数②	22人	目標年の入所者数
第5期計画の未達成分③	1人	
【目標】施設入所者数の削減見込	2人	①－②＋③ 差引減少見込数
【目標】地域生活移行者数	3人	令和5年度末までの地域生活移行者数累計

【今後の取組】

本町では、グループホームが令和2年度中に3か所、令和3年度中に1か所が整備されることから、本計画では新たな施設入所者を見込みませんでした。しかしながら、障がいのある人の高齢化や重度化によりグループホームでの対応が困難なケースの増加が今後見込まれることから、個々の状況に応じた意思決定支援の実施や関係機関との連携強化に努め、施設入所者の地域生活への移行を進めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国 基本指針】

- 令和5年度末の精神病床における退院率 《都道府県目標》
①入院後3カ月時点の退院率を69%以上 ②6カ月時点86%以上 ③時点90%以上
- 在院期間1年以上の長期在院者数の減少 《都道府県目標》
①65歳未満、65歳以上それぞれの目標値を国が提示する推計式により設定
②退院後、1年以内の地域生活日数を316日以上とする

【県 指針】

- 第5期計画、現状及び予定を踏まえ活動指標として設定。
全市町ごとに協議会やその専門部会などの保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置すること。

本町では、平成29年4月に設置した「清水町障害者自立支援協議会」を協議の場として位置づけ、保健・医療・福祉・当事者・家族が参加した重層的な連携による支援体制を構築し、精神に障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができる環境づくりを推進してきました。

したがって、目標は既に達成していますが、引き続き協議の場を有効に活用し、地域の課題に取り組みます。

【活動指標】

① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

項 目	数 値	考え方
町単独での協議の場の設置	1 か所	設置済み

② 市町村の協議の場における活動

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の1年間の開催回数		4回	4回	4回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		4回	4回	4回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	保健	1人	1人	1人
	医療（精神科）	1人	1人	1人
	医療（精神科以外）	1人	1人	1人
	福祉	8人	8人	8人
	当事者	1人	1人	1人
	家族	2人	2人	2人
	その他	3人	3人	3人

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実

【国 基本指針】

- 市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、令和5年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を1つ以上確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

地域生活支援拠点等の整備では、障がいのある人等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるために相談、体験の機会や場の提供、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保、地域の体制づくり等の機能が求められています。

本町は、第5期計画で国の指針に沿って地域生活支援拠点等の整備を令和2年度末までに少なくとも1つ整備するとし、圏域内の近隣市町との共同設置を検討していました。しかし、圏域の協議に関する方針が変更になったことから、町単独設置に向けた検討のために地域生活支援拠点等プロジェクトチームを立ち上げ、体制や役割等について協議を重ね、令和2年度には短期入所施設を併設したグループホーム2か所が町内に整備されたことを受けて、既存の支援機関、施設、障害福祉サービス提供事業所等が分担して担う「面的整備型」の地域生活支援拠点等を令和2年度末までに整備することとしました。

【成果目標】

① 地域生活支援拠点等の確保

項 目	数 値	考 え 方
地域生活支援拠点等の整備	1 か所	設置済み 面的整備の継続

【活動指標】

② 地域生活支援拠点等に係る検証・検討

項 目	考 え 方		
拠点等の整備、機能充実に向けた検証及び検討を行う場の名称	清水町障害者自立支援協議会 地域生活支援拠点専門部会		
上記検証及び検討の年間実施回数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	3回	3回	3回

【今後の取組】

拠点等の機能の拡充に向けて、令和3年度以降はその運用についての検証及び検討を本町自立支援協議会の専門部会である「地域生活支援拠点専門部会」を活用して行います。

また、引き続きグループホームや短期入所施設等の資源確保に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国 基本指針】

- 令和5年度中の一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上にすること。
 - ＞ うち就労移行支援事業による移行者：令和元年度末の実績から1.30倍以上
 - ＞ うち就労継続支援A型による移行者：令和元年度末の実績から概ね1.26倍以上
 - ＞ うち就労継続支援B型による移行者：令和元年度末の実績から概ね1.23倍以上
- 令和5年度中の一般就労への移行者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用すること。
- 就労定着支援事業のうち、就労移行率が8割以上の事業所を全体の7割以上にすること。
- 一般就労に移行する者の数及び就労支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

障がいのある人への就労支援施策の充実を受けて、就労意欲も上昇していますが、きめ細かな支援が必要なケースも増加しており、各機関の連携による支援の必要性は高まっています。障がいのある人が最も適した「働く場」に円滑に移行できるようにするための支援や、安定して働き続けられ働く力を伸ばしていけるようにするための支援を、関係機関が連携して行うことができるようネットワークの形成が必要になっています。

【成果目標】

① 福祉施設から一般就労への移行者数

項 目		数値等
令和元年度における福祉施設から一般就労への移行者数の実績	就労移行支援事業所	5人
	就労継続支援A型事業所	1人
	就労継続支援B型事業所	2人
	生活介護、自立訓練、その他事業所	0人
	福祉施設 計	8人
【目標】 令和5年度中の一般就労への移行者数	就労移行支援事業所	10人
	就労継続支援A型事業所	2人
	就労継続支援B型事業所	3人
	生活介護、自立訓練、その他事業所	0人
	福祉施設 計	15人

② 就労定着支援事業の利用者数

項 目		数値等
令和元年度における一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者割合	一般就労移行者数 ①	8人
	①のうち就労定着支援事業利用者数 ②	0人
	就労定着支援事業の利用者割合 ②／①	—
【目標】 令和5年度における一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者割合	一般就労移行者数 ①	15人
	①のうち就労定着支援事業利用者数 ②	15人
	就労定着支援事業の利用者割合 ②／①	100%

③ 就労定着支援事業の事業所ごとの就労定着率

項 目		数値等
令和元年度末における就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合	就労定着支援事業所数 ①	0
	①のうち就労定着率が8割以上の事業所数 ②	0
	就労定着率が8割以上の事業所の割合 ②／①	—
【目標】 令和5年度末における就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合	就労定着支援事業数 ①	1 か所
	①のうち就労定着率が8割以上の事業所数 ②	1 か所
	就労定着率が8割以上の事業所の割合 ②／①	100%

【今後の取組】

本町では、令和2年度中に就労移行支援事業所が新たに1か所整備されることから、連携強化に努めます。

また、離職者や特別支援学校等の卒業者に対する就職の支援と、障がいのある人に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進や情報提供を図ります。

(5) 相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保

【国 基本指針】

- 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的、専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

本町は、令和元年度に基幹相談支援センターを直営で設置しているため、今後は基幹相談支援センターの機能強化及び相談支援専門員の質的・量的向上に努めるとともに、関係機関や事業所における人材育成の支援と専門的な相談支援の実施等を行います。

【成果目標】

項 目	考え方
令和5年度末までに基幹相談支援センターを設置	設置済み 相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の継続

【活動指標】

項 目	考え方		
障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施
	基幹相談支援センターと委託相談支援事業所が、相談者に対して随時対応		
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	12回	12回	12回
地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援	基幹相談支援センターと委託相談支援事業所が、月1回開催する相談支援事業所連絡会で各項目について取り組む		
地域の相談支援機関との連携強化の取組			

【今後の取組】

本町では、町内の民間相談支援事業所と定期的（毎月1回）に連絡会を開催し、支援体制の連携強化に取り組んでいます。今後も既存の相談支援事業所や関係機関と連携して総合相談、他分野とのネットワークづくり、人材育成等を行います。

また、町内の相談支援事業所が増えないため相談支援専門員の量的確保が課題となっていることから、新たな相談支援事業所の参入促進を図ります。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築

【国 基本指針】

- 令和5年度末までに都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

国の指針では、障害福祉サービス等の多様化及びサービス事業者の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して真に必要とするサービスを適切に提供することを要請しており、市町村においても令和5年度末までにサービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを求めています。

【成果目標】

項 目	考え方
令和5年度末の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	体制を構築

【活動指標】

項 目	考え方		
相談支援従事者初任者研修の参加人数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	2人	2人	2人
障害支援区分認定調査員研修の参加人数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	2人	2人	2人
市町職員への周知、意識付け、配慮等の取組の具体	担当係に異動した職員には研修に参加するよう勧める。		
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を活用し事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	近隣の市町との連絡会で共有する体制は構築済		
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を活用し事業所や関係自治体等と共有する体制の実施回数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	12回	12回	12回

【今後の取組】

県が実施する研修等を引き続き活用し、担当係に異動した職員には研修に参加するよう周知し、障害福祉サービスの適切な提供に必要な知識の理解・習得を図ります。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析や活用については、近隣6市町（裾野市・三島市・伊豆の国市・函南町・長泉町・清水町）で実施している連絡会で報酬改定や誤りやすいケース等について情報共有を図り、過誤請求の防止と適正な運営を行う事業所の確保に努めます。

2 成果目標の設定（第2期障害児福祉計画）

（1）障害児支援の提供体制の整備等

【国 基本指針】

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町に少なくとも1か所以上設置
- 令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保
- 令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

本町は、近隣市町と共同で児童発達支援センターを設置し確保すべき機能及び協議の場については既に整備が完了していますが、多様化するニーズに対応するために、医療的ケア児等に関するコーディネーター等の活用を含め、支援体制の一層の充実に努めます。

【成果目標】

項 目	考え方		
児童発達支援センターの設置	近隣市町と共同で設置済み		
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済み		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保済み		
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	確保済み		
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	地域自立支援協議会を協議の場として位置付けている		
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	2人	2人	2人

【今後の取組】

本町では、令和2年度中に町内事業所から2人が医療的ケア児コーディネーター養成研修を受講しています。今後も引き続き、コーディネーターの役割を担うことのできる人材の育成や把握に努め、資格取得に必要な研修の受講を推奨します。

(2) 発達障がい児の早期発見・早期対応に係る活動指標

第2期となる障害児福祉計画において、国の示した指針では第1期計画の策定及び推進を通じて構築した支援体制を基盤として、発達障がい児の早期発見・早期支援に向けた体制の整備を求めています。

本町では、周辺市町と連携しながら障がい児支援に係る体制の整備を進めていますが、発達障がい児やその保護者を対象とした以下の取組については基盤となる事業が無く、今後の見込値の設定が困難な状況です。

今後は庁内各課及び社会福祉協議会をはじめとした関係機関と連携し、保護者が子どもの発達障がいの特性を理解するために必要な知識を身に付け、適切な対応ができる環境を整備するため、国や県の動向に注視して対応を検討します。

① 保護者向けの支援プログラムの実施

- ・ペアレントプログラムは、育児に不安を感じる保護者、親同士の仲間関係を築くことができずに悩んでいる方を効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラムです。
- ・主に地域の保育士・保健師や子育て経験のある住民によって実施され、障がいのある児童やその保護者に限定せず、様々な悩みを持つ保護者をつなげることが期待されています。

項 目	見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（回）	—	—	—
受講者数（人）	—	—	—

② ペアレントメンターの養成

- ・障がい児支援におけるペアレントメンターとは、自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。
- ・同じような発達障がいのある児童やその保護者に対して、専門家とは異なる視点でのサポートや地域資源に関する情報提供が可能であり、状況に応じてペアレントトレーニングを主導する立場となります。

項 目	見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
確保する人数（人）	—	—	—

③ ピアサポート活動への参加

- ・ピアサポートとは障がいに限らず、疾病や事故等様々な共通の経験をした人同士による相互援助を軸とした活動です。地域共生社会における“我が事・丸ごと”にも通じる理念に基づく活動で、支援の現場において、より広く関係者の繋がりを生み出すことが期待されます。

項 目	見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数（人）	—	—	—

第 7 章 サービス見込量と見込量確保のための方策

1 障害福祉サービス（第6期障害福祉計画）

（1）訪問系サービス

サービス名	内 容
居宅介護	居宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、居宅で入浴や排泄、食事等の介護、外出時の移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいがあり移動に著しい困難を有する人に対し、移動時や外出先において必要な情報提供や援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、1人での外出が困難な人に、行動時の危険を回避するために必要な支援等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

見込量と算出の考え方

平成30年度から令和2年度までの実績を基に、障がいのある人等のニーズ、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しています。

訪問系サービスの見込量（1月当たり）

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
	時間	人	時間	人	時間	人
訪問系サービス ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援	991	57	1,071	65	1,151	73

見込量の確保のための方策

- ・障がいのある人等が在宅での生活を継続していくことができるよう、障害福祉サービスの提供基盤を確保するために、これらサービス事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行うなどして、多様な事業者の新規参入を働きかけます。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で入浴や排泄、食事の介護、創作活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立訓練（機能訓練）：身体に障がいのある人を対象に、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、身体的リハビリや歩行訓練、家事等の訓練を行います。 自立訓練（生活訓練）：知的または精神的に障がいのある人を対象に、食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。 A型：雇用型一般企業での就労が困難な障がいのある人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る支援を実施します。 B型：一般企業等での就労が困難な障がいのある人で、一定年齢に達している者等に対し、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上を図る支援を実施します。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がいのある人に、一定期間にわたり、本人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係者等との連絡調整などの支援を行います。
療養介護	医療と常に介護を必要とする障がいのある人に、医療機関において機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。
短期入所	居宅において介護者が病気等の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な障がいのある人に対して、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。 福祉型：障害者支援施設等において実施。 医療型：病院、診療所、介護老人保健施設において実施。

見込量と算出の考え方

平成30年度から令和2年度までの実績を基に、障がいのある人等のニーズ、特別支援学校卒業生の動向、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しています。

日中活動系サービスについては、障がいのある人の就労・自立を促す重要なサービスであり、就労系サービスの利用は増加しています。

日中系サービスの見込量（１月当たり）

サービス名	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
	人日	人	人日	人	人日	人
生活介護	974	48	1,034	51	1,094	54
自立訓練（機能訓練）	-	1	-	1	-	1
自立訓練（生活訓練）	69	3	69	3	69	3
就労移行支援	310	15	410	20	510	25
就労継続支援（Ａ型）	464	24	544	28	624	32
就労継続支援（Ｂ型）	1,262	76	1,367	83	1,427	87
就労定着支援	-	7	-	11	-	15
療養介護	-	1	-	1	-	1
短期入所（福祉型）	68	14	77	17	86	20
短期入所（医療型）	4	1	4	1	4	1

見込量の確保のための方策

- ・利用者がサービス内容を理解しやすいように、サービス内容に関する周知に努めます。
また、福祉施設、事業者等と連携を図り、多様な日中活動系サービスが確保できるよう努めます。
- ・町内や近隣市町の障害福祉サービス等提供施設などを紹介し、利用者が自ら施設を選べるように情報提供の推進に努めます。
- ・就労継続支援等のサービスについては、就労機会の拡充に向け、町内の事業者をはじめ、県、近隣市町などと連携しながら、ジョブコーチの活用を含め就労支援の強化に努めます。
- ・就労支援関係のサービスが有効に実施されるように、サービス提供事業者や雇用関係機関との連携を強化し、就労支援体制の整備を進めます。

(3) 居住系サービス

サービス名	内 容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を受けていた又は医療機関に入院していた障がいのある人等に対し、居宅における自立した生活を営む上での様々な問題について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受けて、相談に応じ、情報提供などの必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活住居において入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先、その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している障がいのある人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

見込量と算出の考え方

平成30年度から令和2年度までの実績を基に、障がいのある人等のニーズや施設入所の待機者数等を勘案して算出しています。

障害者総合支援法の一部改正（平成30年4月施行）で、居住系サービスの一つとして、「自立生活援助」が創設されました。

居住系サービスの見込量（1月当たり）

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用量	利用量	利用量
	人	人	人
自立生活援助	-	-	-
共同生活援助（グループホーム）	30	30	30
うち精神障がい者数	13	13	13
施設入所支援	24	23	22

見込量の確保のための方策

- ・保護者の高齢化等、介護に関する不安は切実な問題で、生活の拠点となる場の確保が必要になることから、県及び近隣市町との連携を強化してグループホーム等の施設整備に努めます。
- ・共同生活援助（グループホーム）等の充実に向けて、町内或いは近隣市町で活動する社会福祉法人やNPO法人等の動向の把握に努めます。

2 相談支援

サービス名	内 容
計画相談支援	障がいのある人の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画案の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	入所施設や病院から地域生活への移行を希望する障がいのある人に対し、住居の確保等、必要な相談支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの状況に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や相談支援を行います。

見込量と算出の考え方

相談支援のサービスの見込量については、これまでの利用実績を基に、障がいのある人のニーズや利用見込人数を勘案し算出しています。

相談支援の見込量

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用量	利用量	利用量
	人	人	人
計画相談支援	217	240	263
地域移行支援	1	1	1
うち精神障がい者数	1	1	1
地域定着支援	－	－	－
うち精神障がい者数	－	－	－

見込量の確保のための方策

- ・ 県と連携しながら、支援の担い手となる相談支援専門員の量的拡充と質的確保に努めます。また、全サービス決定者への計画相談支援の継続に努めます。
- ・ 指定相談事業者と連携を密にして、適切な利用計画を提供できるように、相談支援体制の充実に努めます。
- ・ 適切なケアマネジメントを行い、より専門的な相談支援を実施します。
- ・ 自立支援協議会を活用し、地域の関係機関との連携強化等を推進し、地域課題を検討するとともに、障がいのある人に係る計画に対し幅広い意見を反映させる定期的な協議を行います。

3 地域生活支援事業

障害者総合支援法第77条に基づき、障がいのある人等がその有する能力及び状態に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を推進します。地域生活支援事業とは、障がいのある人等の地域生活を支援するため地域の実情に応じて市町村が実施する事業で、必ず実施しなければならない必須事業と、自治体の判断で実施することができる任意事業とがあります。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を無くし、地域住民に対して障がいに対する理解を深めることを目的に「障害者週間」（12月3日から12月9日まで）にあわせたイベントを開催し、啓発活動などを行います。

事業名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

② 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等やその家族、地域住民などが地域において自発的に行うボランティア活動などを行う障がい者団体等の活動を支援します。

事業名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援	実施の有無	有	有	有

③ 相談支援事業

事業名	内容
相談支援事業	①障害者相談支援事業 障がいのある人等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用に関する支援を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行います。
	②自立支援協議会 相談支援事業等を通して、利用者のニーズに応じた事業や必要なサービス量の把握に努めるとともに、関係機関とのネットワーク化を進めていきます。

見込量と算出の考え方

- ・障がいのある人等からの相談に応じ必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援していきます。

相談支援事業の見込量

事業名		項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	①障害者相談支援事業	か所	4	5	5
	②自立支援協議会	回	4	4	4

見込量の確保のための方策

- ・相談支援事業の充実のために、相談支援事業所(指定特定相談支援事業所等)へ委託を行い、障がいのある人等への相談体制の確立を図ります。
- ・自立支援協議会を活用し、相談支援事業の適切な実施や地域の関係機関との連携強化等を推進し、地域課題を検討するとともに、障がいのある人の幅広い意見を検討するため定期的な協議を行います。

④ 成年後見制度利用支援事業

知的障がい及び精神障がい等を理由として判断能力が不十分で、申立てをする親族がないなどの理由により成年後見制度の利用が難しい場合には、町長が申立人となり、低所得者には申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

前期までは成年後見制度の利用者はありませんでした。今後は、本制度を必要とする人が利用できる体制の確保に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる社会福祉法人等の法人を確保できる体制の整備には、近隣市町の動向を注視し、県からの情報提供や助言を受けながら、近隣市町と広域での実施を検討します。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、音声言語機能障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人等に、意思の疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業を実施します。

見込量と算出の考え方

手話通訳者派遣事業については、過去の利用実績などを基に今後の利用者数を見込んで算出しています。

意思疎通支援事業の見込量

事業名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業（人）	5	5	5
	要約筆記者派遣事業（人）	2	2	2

見込量の確保のための方策

- ・聴覚障がいのある人へ制度の啓発を推進します。
- ・登録手話通訳者、要約筆記者の確保と資質の向上に努めます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者（児）に対し、次の6種類の日常生活用具を給付します。

事業名	項目	内容・実施に関する考え方
日常生活用具給付等事業	(1) 介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの障がいのある人の身体介護を支援する用具。
	(2) 自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。
	(3) 在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの障がいのある人の在宅療養などを支援する用具。
	(4) 情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具。
	(5) 排泄管理支援用具	ストマ用装具などの障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品。
	(6) 居宅生活動作補助用具	障がいのある人の居宅生活動作などを円滑にするための住宅改修など。

見込量と算出の考え方

平成30年度から令和2年度までの実績を基に利用者数を見込んで算出しています。

日常生活用具給付等事業の見込量

事業名		項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業	(1) 介護・訓練支援用具	給付等件数(件)	2	2	2
	(2) 自立生活支援用具	給付等件数(件)	5	5	5
	(3) 在宅療養等支援用具	給付等件数(件)	6	6	6
	(4) 情報・意思疎通支援用具	給付等件数(件)	1	1	1
	(5) 排泄管理支援用具	給付等件数(件)	185	190	195
	(6) 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等件数(件)	1	1	1

見込量の確保のための方策

- ・障がいのある人が生活の質の向上を図ることができるよう、障がいの特性に合わせた適切な用具の給付を行います。
- ・障がいのある人のニーズにあった種目を選択できるよう、利用を促進するための周知に努めます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話での日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。

見込量と算出の考え方

手話奉仕員養成研修事業については、過去の実績などを基に算定します。

手話奉仕員養成研修事業の見込量

事業名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	参加人数(人)	10	10	10

見込量の確保のための方策

- ・手話奉仕員の養成を通じて、聴覚障がいのある人等の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深め、交流を促進します。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に、地域で自立した生活及び社会参加に必要な外出支援を行います。

見込量と算出の考え方

平成30年度から令和2年度までの実績を基に、今後の利用者数の増加を見込んで算出しています。

移動支援事業の見込量

事業名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実施箇所数（か所）	19	19	19
	利用者数（人/月）	25	26	27
	利用回数（回/年）	1,100	1,200	1,300

見込量の確保のための方策

- ・障がいのある人の社会参加を支援するサービスとして今後も利用量の増加が見込まれるため、適切にサービスを利用できるよう努めます。
- ・事業者に対して情報提供の充実を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。
- ・移動支援事業の必要量を的確に把握し、サービスを必要とする障がいのある人へ、適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。

⑩ 地域活動支援センター事業

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業を実施し、障がいのある人の地域生活支援を行います。

見込量と算出の考え方

平成30年度から令和2年度までの実績を基に、今後の利用者数の増加を見込んで算出しています。

地域活動支援センター事業の見込量

事業名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	町内実施箇所数（か所）	1	1	1
	延利用者数（人）	40	50	60

見込量の確保のための方策

- ・障がいのある人の自立や社会参加を図るため、多様なニーズに沿った、柔軟な事業の実施に努めます。
- ・地域活動支援センターでの活動内容や近隣市町の施設の情報等に関して、周知していきます。

(2) 任意事業

① 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場の確保と、障がいのある人を介護している家族の一時的休息のため、日中の一時的な見守り等の支援を行います。

見込量と算出の考え方

平成30年度から令和2年度までの実績を基に、利用者数を見込んで算出しています。

日中一時支援事業の見込量

事業名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実施箇所数（か所）	17	18	19
	利用者数（人/月）	15	18	20
	利用回数（回/年）	1,000	1,050	1,100

見込量の確保のための方策

- ・事業者に対して日中一時支援事業の必要性を説明し、参加事業者の増加を図るよう努めます。
- ・日中一時支援事業の必要量を的確に把握し、サービスを必要とする障がいのある人へ、適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます

② 訪問入浴サービス事業

入浴が困難な在宅の身体障がいのある人に、訪問入浴車による入浴サービスを提供します。

見込量と算出の考え方

平成30年度から令和2年度までの実績を基礎として、利用者数を見込んで算出しています。

訪問入浴サービス事業の見込量

事業名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	実施箇所数（か所）	1	1	1
	利用者数（人/月）	1	1	1
	利用回数（回/年）	12	12	12

見込量の確保のための方策

- ・地域における重度身体障がいのある人等の生活を支援するために継続実施します。

4 障害児通所支援等（第2期障害児福祉計画）

児童福祉法に基づくサービスについては、障がいのある児童の特性やライフステージに応じて切れ目のない支援が実施できるよう、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」などのサービスが含まれています。

このほか、サービスの利用に関する相談への対応や利用計画の作成を行う「障害児相談支援」によって、円滑なサービスの利用につなげます。

（1）障害児通所支援・相談支援

サービス名	内 容
児童発達支援	就学前の障がいがある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等と治療を行います。
放課後等 デイサービス	就学している障がいのある児童に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等に必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、その他児童が集団生活を営む施設に通う障がいのある児童に、当該施設を訪問し、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がいのある児童であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の給付決定等について、障害児支援利用計画の作成、関係者との連絡調整、障害児通所支援の利用状況の検証、給付決定等に係る申請の勧奨等を行います。

見込量と算出の考え

地域における児童数の推移、現にサービスを利用している障がいのある児童の数、障がいのある児童のニーズ、平成30年度から令和2年度までの実績を基に平均的な一人当たりの利用量等を勘案し見込量を算出しています。

障害児通所、相談支援の見込量（1月当たり）

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
	人日	人	人日	人	人日	人
児童発達支援	344	34	394	39	444	44
医療型児童発達支援	-	-	-	-	-	-
放課後等デイサービス	864	86	934	93	1,004	100
保育所等訪問支援	6	6	8	8	10	10
居宅訪問型児童発達支援	-	-	-	-	-	-
障害児相談支援	-	144	-	159	-	174

※利用量の単位「人日」は「月間の利用者数」×「1人1月当たりの利用日数」

※「障害児相談支援」は年間の利用者数の見込を記載している

見込量の確保のための方策

- ・障がいのある児童のニーズに応じた支援の提供を図るため、放課後等デイサービスのガイドライン等の活用により障がいのある児童と保護者に対し適切な説明を行い支援の質の向上に努めます。
- ・障がいの疑いがある段階から児童本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関と連携をとり、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。
- ・障がいのある児童が18歳到達時に適切かつ円滑に障害福祉サービスへ移行できるよう、サービス提供体制の調整を図ります。

第 8 章 計画の推進にあたって

1 計画の周知

障がいのある人もない人も共に暮らす地域社会の実現に向けて、障がいに関する正しい理解と関心を更に高めていく必要があります。

本計画については、ホームページ等を通じて広く一般に周知し、地域住民や障がい者支援に関わる人々と共通理解を得ながら計画を推進します。

2 計画の推進体制の充実

清水町障害者自立支援協議会を中心として、サービス提供事業者、関係機関、各団体等のそれぞれの役割を協議するなど、更に連携を強化しながら本計画の推進体制の充実に努めます。

3 関係機関との連携

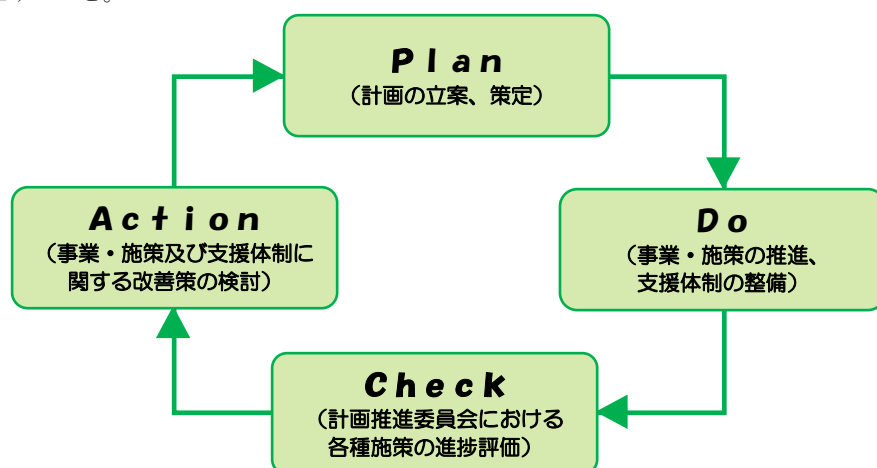
障がいのある人の多様化するニーズへの対応を図るため、基盤整備やマンパワーの確保等の課題解決に向けて、近隣の市町をはじめ、障害保健福祉圏域での広域対応や県との連携をさらに図ります。

4 計画の達成状況の点検及び評価

本計画で示した各年度のサービス見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるかなど、計画の達成状況の点検・評価を行い、その結果を事業や計画の見直し等に反映させていきます。

●PDCAサイクルとは

P l a n（計画）→D o（実行）→C h e c k（検証）→A c t i o n（改善）を繰り返し、業務を継続的に改善する仕組みのこと。



資料編

1 清水町障害者計画策定委員会設置要綱

○清水町障害者計画策定委員会設置要綱

令和元年11月25日告示第116号

改正

令和2年6月15日告示第98号

清水町障害者計画策定委員会設置要綱

清水町障害者計画策定委員会設置要綱（平成9年清水町告示第16号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 清水町における障害者計画を策定するため、清水町障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を審議する。

- （1） 障害者計画策定に関する事項
- （2） その他目的達成に必要な事項

（組織）

第3条 委員会は委員14人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 保健、医療及び福祉関係団体の代表者
- （2） 地域住民団体の代表者
- （3） その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の完了までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、資料の収集、情報の提供及び原案の作成作業を行うため、町職員で構成する部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉介護課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和2年6月15日告示第98号)

この告示は、令和2年7月13日から施行する。

2 清水町障害者計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

団体・組織	名 前	備考
(社福) 清水町社会福祉協議会 清水町相談支援事業所ゆうすい	千 葉 等	委員長
まごころ会清水町支部	田 中 勢 知 子	副委員長
(社福) 清水町社会福祉協議会 柿田川作業所	高 橋 宏 美	
(株)富士山ドリームビレッジ	山 内 崇	
(特非) シー・ディー・シー	槇野 エリック	
ドリームケアふいとくら園	杉 本 安 世	
放課後等デイサービス泉	堀 江 雅 也	
清水町身体障害者福祉会	小 田 島 幸 弘	
清水町手をつなぐ育成会	高 塚 一 夫	
(社福) 清水町社会福祉協議会	後 藤 香	
清水町民生委員・児童委員協議会	山 田 泰 造	
静岡医療センター療育指導室	桑 原 啓 吏	
清水町教育委員会	安 部 宏 紀	
清水町保健センター	岩 崎 昌 子	

3 計画の策定経過

開催日等	内 容
令和2年1月29日	令和元年度第1回 清水町障害者計画策定委員会 ・ 現行計画策定の経緯について ・ 今後の予定について ・ アンケート調査について
令和2年 2月20日～3月5日	障害福祉に関するアンケート調査実施 調査対象者：町内在住の障害者手帳をお持ちの障がいのある人・障がいのある児童1,000人を対象に実施
令和2年5月13日	令和2年度第1回 清水町障害者計画策定委員会 ・ アンケート調査の結果について【書面報告】
令和2年8月4日	令和2年度第2回 清水町障害者計画策定委員会 ・ アンケート調査の結果について ・ 障害福祉計画に関する国の基本指針について ・ 障害者計画等の骨子案について
令和2年10月23日	令和2年度第3回 清水町障害者計画策定委員会 ・ 令和2年度成果目標の経過報告等について ・ 障害福祉計画に関する成果目標について ・ 障害者計画等の素案について
令和2年12月23日	令和2年度第4回 清水町障害者計画策定委員会 ・ 計画素案の協議 ・ 今後の予定について
令和3年 1月15日～2月13日	パブリックコメントの実施
令和3年2月18日	令和2年度第5回 清水町障害者計画策定委員会 ・ パブリックコメントの結果について ・ 第5次障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の最終案検討及び承認

4 用語解説

ア行

一般就労

福祉施設等での就労ではなく、企業などへの就職、在宅での就労および自らの起業などによる就労。

医療的ケア児

医療技術の進歩等を背景として、新生児集中治療室等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がいのある児童。

インクルーシブ教育

障がいの有無に関わらず、同じ環境でともに学ぶことができる教育の仕組み。共生社会の実現や障がいに対する理解促進の観点からも重要性が高まっているが、医療的ケアや合理的配慮のための人員配置、就学先の検討に向けた相談会の開催等、学校を中心とした関係機関の連携が求められる。

カ行

活動指標

計画の推進において、どのような支援及びサービスの提供を行うか等、具体的な活動内容を表す指標。障害福祉計画においては成果目標の達成または新たな支援体制の構築に向けた具体的な取組が定められることが多い。

圏域

静岡県では、市町の人口規模や地域の実情、施策の内容等に応じて、地域の社会資源を有効に活用し、広域的な視点から施策を展開するために、8つの障害保健福祉圏域が設定されており、本町は駿東田方圏域（沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町）に属している。

サ行

児童発達支援センター

障がいのある児童を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練等の支援を提供することを目的とする施設で、福祉型と医療型がある。

手話通訳者

音声言語を手話に、手話を音声言語に置き換えて伝える人のこと。

障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加の支援などのための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障害者施策を総合的かつ計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とする法律。2004 年（平成 16 年）6 月に心身障害者対策基本法から改称・改正され、法の対象が身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者であることを明記した。

障害者総合支援法

正式名は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法であり、身体障がい・知的障がい・精神障がいがある人に対する福祉サービスを一元化することなどを定めた法律。2006 年（平成 18 年）4 月に一部施行、同年 10 月に全面施行。2013 年（平成 25 年）4 月に「障害者総合支援法」へと変わり、障がいのある人の定義に難病等を追加するなどの見直しが行われた。

障害者週間

期間は毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間で、この期間を中心に国、地方公共団体、関係団体等においては、障がいや障がいのある人等への関心と理解を深め、障がいのある人等の社会参加への意欲を高めるための啓発活動を行う。

自立支援協議会

相談支援事業を適切に実施していくために設置される協議会。地域の関係機関によるネットワークを構築し、地域における様々な障がい福祉の課題や困難事例に対する解決方法を検討するとともに、相談支援事業の中立・公平性を確保するための役割を担っている。

身体障害者手帳

身体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に都道府県知事が交付する手帳。交付を受けた人は、障がいのある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けやすくなる。身体障害者手帳の等級は重い方から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫機能）に分けられる。

成果目標

国の指針に基づいて設定される、計画の推進における具体的な目標。行政計画においては国や県においても市町村と同様の計画が策定されるため、数値の設定は適宜協議の上、相互に整合を図ることが求められる。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力に問題のある人の権利を保護するための制度。本人があらかじめ後見人と職務内容を定めて契約する任意後見と家庭裁判所が後見人を選任する法定後見とがある。法定後見は後見、補助、補佐の3段階に分かれ、被後見人の状況に応じて適用される。被後見人に関して、後見人は全ての代理権を有し、補助、補佐は民法に定める事項について同意権と取消権を持つ。具体的には判断能力が不十分な人について、契約の締結などを代わりに行い、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合には、それを取り消すことができる。

精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事が交付する手帳。交付を受けた人は、障がいのある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスが受けやすくなる。手帳の等級は、重い方から1・2・3級まであり、精神疾患や、それによる機能障がいと能力障がいの状態の両面から総合的に判定される。

タ行

地域活動支援センター

障害者総合支援法によって定められた、障がいによって働く事が困難な障がいのある人の日中の活動をサポートする福祉施設。

ラ行

療育

障がい又は障がいの可能性がある児童を対象に、個々の発達の状態や障がい特性に応じて、課題の解決と将来的な自立や社会参加を支援するための治療と教育を兼ねた取組を指す。

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して都道府県知事が交付する手帳で、障がいの程度は、A（重度）、B（軽度）と記載される。交付を受けた人は、各種福祉サービスや相談等の支援を受けやすくなる。

清水町障がい者いきいき共生プラン

第5次清水町障害者計画

第6期清水町障害福祉計画・第2期清水町障害児福祉計画

発 行 令和3年3月

発行者 清水町 福祉介護課

〒411-8650

静岡県駿東郡清水町堂庭 210 番地の1

電 話 055-981-8204

FAX 055-973-1959